

令和5年第8回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

令和5年12月5日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君
副 町 長 北川善一君

教 育 長	室 秀 典 君
消 防 長	宮 川 昌 士 君
総 務 課 長	吉 川 貞 夫 君
契 約 管 財 課 長	竹 澤 隆 一 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
財 政 課 長	多 田 和 憲 君
総 合 政 策 課 長	清 水 智 昭 君
住 民 税 務 課 長	原 武 史 君
会 計 課 長	石 田 常 久 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
えい住支援助課長	深 水 正 康 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	朝 日 清 智 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに9日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

議事に入る前に農林課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） おはようございます。

昨日の朝井議員さんの一般質問の中で、道の駅やれんげの里への年間出荷額を1,000万円とご報告させていただきましたが、正しく申しますと、町内在住で出荷組合に加入する農林水産業者様が道の駅やれんげの里に出荷する農産物等の近年の年間売上額は800万から900万円の間で推移しているということでございます。そのように訂正をさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

初めに、13番、楠君の質問を許します。

（「ちょっと休憩。その前に今の農林課長が言ったやつやけど、1桁違うのでないか。」

と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時06分 再開）

○議長（中村勸太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

初めに、13番、楠君の質問を許します。

13番、楠君。

○13番（楠 圭介君） おはようございます。13番、楠です。よろしくお願ひします。

先日、2023年の流行語大賞に阪神岡田監督の「アレ（A. R. E.）」が選ばれました。

これとは全く真逆の話ですが、これも先日、私が20代前半ぐらいのことをちょっとお話ししているときに、「写メ」と言うじゃないですか、携帯で写真を撮ることを。それをちょっと僕、会話の中で言葉に出したら、ちょっとにやっと笑われまして、何で今笑ったと確認したところ、「楠さん、「写メ」という言葉はもう死語ですよ」と言われて。何が言いたいかといいますが、僕もつい何年か前までカップルのことを「アベック」と言う人を見て、古いとか感じた身ではあるのですが、いよいよ私も古いと思われる年代になってきたなとしみじみ感じたという話です。

すみません、余談でした。

今回は杉本知事に提出された令和元年から5年の知事要望に対して質問をさせていただきます。

過去にほかの議員が質問した内容と重複しているかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

では、1つ目の質問です。

都市計画制度の見直しについて、そして一般県道吉野バイパス（納戸坂線）の早期事業化についてです。

令和元年から要望として出続けており、議会としても今後のまちづくりに大きな影響をもたらす重要性というのは理解しております。

どうでしょうか。話は進んでいるのでしょうか。

現在の進捗と課題があれば教えてください。

○議長（中村勸太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 都市計画制度の見直しにつきましては、福井北インターチェンジ周辺が交通結節点であるにもかかわらず、市街化調整区域であるため、企業誘致が思うように進まない現状を変えるために、令和2年度に市街化調整区域の開発に関する規制の緩和を要望しているところから始まってございま

す。

また、町内にある3つの都市計画の都市利用規制の格差から一体的なまちづくりに支障があるため、町内3つの都市計画の区域の一本化、町単独化を令和3年度から要望しており、町の要望に対しまして県から職員の派遣をはじめとする支援をいただいているところでございます。

現在、県におきまして福井県都市計画区域マスタープランの改正が進められております。その中で、県全体の基本方針に都市計画区域の基本的な考え方が新たに位置づけられまして、5年ごとに都市計画区域の在り方について検証すること。また、区域区分、市街化調整区域、市街化区域の線引き、これについてですが、その必要性についても5年ごとに検証することが記載されるということで手続が進んでおります。

都市計画区域の見直しには時間を要するところから、県に規制緩和を要望しており、昨年には市街化調整区域の開発基準が緩和されております。既存集落における地域コミュニティの維持を目的とした、地区計画の策定につきましても、県の協力をいただいております。地区住民の方のご理解を得た上で策定を進めてまいります。

都市計画の見直しを進めるに当たりまして、都市計画の一本化に伴う乱開発が生じないように、開発を誘導する範囲、また規制を継続する範囲を決めるなど、土地利用の計画を検討する必要があると考えております。

先行事例を参考に、住民の皆様の意見を聴く機会を設けるなど、進め方について検討しながら、都市計画区域の見直しの実現につなげていきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 都市計画のこの要望をするいきさつについてお話しします。

私も就任するとき、議員もしておりましたが、北インターがあつて、やっぱり皆さんなぜ企業誘致が進まないのだ、企業誘致ができないのだ。政治家は企業誘致をします、進めますと言つてなりまして、就任して、さあ、いざ、じゃやってみようと思ったときに、実は役場に企業誘致のノウハウがなかった。それはなぜかということ、もうここは市街化調整区域でできない。都市計画がいろいろあるからできないのを前提にずっとこれまでやってきて、いろんな企業さんのお話があつても、もう頭からここはもう市街化調整区域だからできないという、実はそういった行政の対応でした。

ここでやはりもう一つ、いろんな企業誘致では人が交流することによって町がにぎわうというのは、それは町民の皆さんの思い、皆さん企業誘致やっぱり進めようという思いがありますので、何とかできないかというふうにいろいろ課題を探していく中で、この根本的な市街化調整区域に、やはりここを変えていかなければいけないということに当たりまして、じゃどうしたらいいかということで県へいろいろ相談しました。やはりこれは県から国に上げて変えていくという計画になります。

そもそもこの市街化調整区域も、永平寺町民の合意の下で設定されているというのを忘れてはいけないというところで、やはり変えるのには非常に大変なことになってくる。

じゃ、今日言ってあした変わるのか。それは実は違いまして、まずは県のマスタープランにこの文言を入れてもらわなければいけないということで、それが実は今年見直されています。今年改定の年で、昨年が見直しのいろいろ入っていく中で、今年入れて3年前から県の職員に来ていただいて専門的なそういった見地から、本当にどういうふうにしたらいいかというのをやらせていただいております。

やはり今回ずっとこれを進めてきたことによって、職員、初め本当に企業誘致のノウハウがなくて、最初、御陵地区にスーパーが来るといった話があったときも、逆に向こうのコンサルから「大丈夫ですか、永平寺町さん」と言われるぐらい本当にノウハウがなかったのですが、今ではいろいろノウハウを積み重ねていって、じゃ何が駄目なのか、どういうふうになれば進められるのか、それを今えい住支援課が専門的にやっているわけですが、そういうふうに進めています。

ただ、今進めている中で、これはまたしばらく数年かかると思いますが、ずっとこうやっていろいろ交渉してきたことによって、例えば今市街化調整区域の中でもちょっと規制緩和をしていただけるとか、そういったいろいろな一つ一つ積み重ねていっておりますので、短期、中期、長期、そういった点で今ここは県に要望しているというのが現実で、着実に進んでいっておりますのでご理解をいただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、納戸坂線の整備につきましてお話しさせていただきます。

この納戸坂線につきましては、旧松岡町時代からの懸案事項でありまして、当

時、吉野総合開発事業の一環として圃場整備事業が行われておりました。その中で地元地域住民の協力の下、道路用地を全て無償で拋出していただき、県との約束事。この約束事というのが、これは当時、県道稲津松岡線のバイパス工事を県が行っておりまして、バイパス工事の完了後、納戸坂線延伸の事業がしやすくなるから、といった県の指導によりまして、平成18年から21年度にかけて延長860メートルを町が先行して納戸坂線の整備を行ったといった経緯があります。

その後、一向に事業化に至らないこともあり、平成29年度から毎年知事要望を行ってききましたが、令和3年度に事業化に向けての必須条件となります、道路整備プログラムに事業化検討路線として位置づけられたところでもあります。

その後も4年度、5年度と知事要望を行いまして、知事からは「整備の必要性は十分認識しており、早期の着工を考えたい」といったお言葉をいただいているところでもあります。

なお、吉野地区振興連絡協議会も令和元年度から毎年福井土木事務所長要望を行っておりますが、この納戸坂線の整備につきましては、延長が約1.1キロありまして、そのうち、福井市側が約6割を占めていることから、県土木からは事業化に向けては福井市の推進体制が必要だと言われているところでもあります。

確かに用地交渉などを考えますと、福井市側の協力が必要不可欠であることから、福井市岡保地区の協力が得られるよう、吉野振興会と岡保地区との間で話合いが進められておりまして、互いに連携がうまく取れていることから今後順調に進んでいくものと思われますので、私の思いとしては、現在、福井北インターチェンジの北側で施工しております芝原吉野塚線、この道路改良工事が完了次第、納戸坂線に着手できるよう今後も引き続き努力していきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補足ですけど、先ほどの都市計画の見直しと、実はこの納戸坂の要望というのは、密接に絡み合っているところがありまして、今、市街化調整区域の中にこの道路が、納戸坂が通ります。

ただ、現状ではいろんな規制があって、道路がついてもいろいろなものを建てるができない。その中で、やはり市街化調整区域の見直しをしっかりとやっていくことによって、その新しくできる納戸坂が生きてくるということです。

ただ、市街化調整区域の計画の見直しまではまだ長い時間かかりますので、今

取り組んでいるのが地区計画。地域計画は農業委員会のほうで、地区計画では今のそのそれちょっと混同してしまっていますが、今、地域計画と地区計画併せて吉野地区に入っていて、皆さんでどういうふうに土地利用をしていくか。そうすることによって家とかを建てることができますので、納戸坂の開通に合わせて、開通してから動くのではやっぱり遅いなと思いますので、そういった点でやっております。

また、これまで亀山というところを旧松岡町が用意していて、そこは宅造ができる。ただ、それは実はいろいろな注目の中で、それは想像では言っていたということが最近分かりまして、これも納戸坂を通し、土地計画をどうやってやるかという職員が専門性を高めてきた中で、じゃ、こうやっていこうとか、これもしばらく時間がかかるようなことも聞いておりますが、今から進めて5年後、10年後にできるようになれば、来年から始めると6年後、11年後になりますので、できるだけ早い、そういった動きをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠圭介君） ありがとうございます。

今、町長や課長の答弁の中で着実に進んでいるというお言葉をいただきましたので安心いたしました。

住民の皆様も聞きたいのはこの要望が通った先の話だと思います。この要望が実現できればこんなことができる、あんなこともできる、永平寺町はまだまだ可能性を秘めているのだと、住民の皆様にも一刻も早くお示しできるよう、早期実現に向けて継続してよろしく願いいたします。

では続きまして、2つ目の質問に移ります。

今年度、知事要望として初めて登場しました、永平寺インターチェンジから志比北地区新産業観光交流拠点間の道路新設についてです。

これは簡単に言うと、中部縦貫道路の永平寺インターチェンジから、志比北地区の「ESHIKOTO」周辺に向けて一本道で行けるよう、永平寺の中地区と北地区を結ぶ橋を新設したいという要望で間違いないのでしょうか。

そして、同じ橋にまつわる案件として、令和元年と2年に五松橋の架替え及び道路拡幅というのが、知事要望として出されておりました。この件は、事実上、頓挫という見方でよろしいのでしょうか。県に応じてもらえなかった理由の分析なども伺えるのであれば、併せてお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君）　まず、新設道路ですけれども、ちょうど花谷のローソンから新しく道路築造しまして、下のほうへ向かって、その真っ直ぐ直進しますと九頭竜川にこれ新しく橋を架けまして、総延長が600メートルぐらいになると思います。ちょうどオーベルジュ、今建設しているところの県道勝山丸岡線にタッチするといった新設道路となります。

町の本気度でありますけれども、これも本気度も100%以上あるといったことで今年度、新規で知事要望を行ったところであります。

今回の要望のときに知事からは、志比北地区は地域未来促進法の重点促進地域であり、永平寺町らしい景観でもあることから期待したい地域ですねと。まずは新幹線と中部縦貫自動車道の県内全線開通による効果をしっかりと検証し、経済効果があると判断できれば前向きに検討したいといった回答をいただいております。

この新設道路につきましては、本町の東西、ほぼ中央に位置しております。また、永平寺インターチェンジへのアクセスが便利で、本町にとっては広域的な観光周遊路線としての効果が発揮される、大変有効な道路となりますので、道路ネットワークの機能強化を図る観点からも実現に向け、継続して要望していきたいというふうに思っているところであります。

ただし、長期戦になることは覚悟の上で、まずは事業化検討路線として、道路整備プログラムに位置づけてもらえるよう、あらゆる機会を通じて県に要望していきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　これも今ずっといろいろな流れの中で、やはりあそこに1本橋があることによって中部縦貫道を生かせる橋になるということで、今志比北地区にいろいろ「ESHIKOTO」とかオーベルジュ、いろんな投資が生まれてくる中で、生まれてきたからこそこの橋が一つ希望の橋といいますか、架けるといふそういった提案をすることができたのかなと思います。

あわせて、今、志比北地区、学校の休校というふうな方向にもいってまいりまして、志比北地区の振興の中で、じゃ、この橋をつけることによって振興にもつながるかなと思います。

これまでずっと永平寺町内の橋の位置を見てみますと、旧永平寺、松岡、上志比あるわけですが、橋はその地域の端にしかないと思う。駄じゃれじゃなしに。例えば上志比地区ですと市荒川大橋と北島橋。勝山と上志比の間。北島橋は上志

比と永平寺の間。そして、鳴鹿橋は松岡と永平寺の間。福松大橋は福井と松岡の間で、五松橋だけが真ん中を通っているということです。

やはり橋を建設するとき、これまでやっぱり近隣の整地的な話とか、みんなに有効にこの橋を利用してもらおう。どちらかという、そういった中でそこに決まっていたのかなという思いもあります。

今回、やはり広域的に福井県としても朝倉から本山として、そして勝山、坂井市、または石川県のほうに抜ける永平寺インター、またいろんな中部縦貫道を使うそういった橋になるというメリットも町としては説明をさせていただいて、この橋がいかに嶺北地区の観光の経済効果にも大きいですよというのもお話をさせていただきながらしております。

ただ、やはり今橋を建てるといろいろとB/C（費用対効果）、こういったものをやっぱり県は重視をされるわけですが、そういった中でやっぱり今新幹線が来て、また新しい投資が生まれることをこれからもしっかりと訴えて、何とかこの橋ができるよう、これはまたしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

いろんな地域経済または外から入って交流人口の増につながる、そういった橋になると思っておりますので、またよろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それから、五松橋の架替えと、あと相生橋付近の県道の件でありますけれども、こちらのほうは令和元年と2年に知事要望を行っております。頓挫したというわけではなく、その後、令和3年度以降、毎年福井土木事務所長要望を行っております、今年度も11月に所長要望を行ったところであります。

五松橋につきましては、仮設後、60年以上が経過しておりますが、県では平成21年から数億円をかけまして耐震補強工事であるとか、あと定期的な点検結果を基に補修工事を行ってきました。現状は橋の構造上、大きな損傷は見られず、適切な維持補修を行っていくことで長寿命化を図っていくとしております。

また、相生橋付近の道路拡幅につきましては、家屋が連檐していることから当該区間の安全確保に向けて路面表示などソフト対策を幅広く検討していきたいといった回答をいただいているところであります。

ただ、令和元年度からの要望に対しまして現状は何も変わっておりませんので、町の重要要望でもあることから、今後も引き続き事業化に向け要望していきたい

と思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この橋の新設については、実はこれは364期成同盟という、昔、加賀市と坂井市と永平寺町でずっと山中から道が竹田の山を越えて、あの道の話がずっとありまして、聞いたことあるかもしれませんが、旧永平寺町時代、今のところか高橋のところに橋をかけてつなげていくという話が実はちょっと頓挫をしていた。同盟はあるのですが、その中でやはり歴史的にもここへの橋というのは昔からのいろいろな思いもある場所なのかなというのも補足として今お話をさせていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

永平寺町にとって、そして永平寺地区にとって新しい動線が生まれる非常に楽しみに要望であると考えています。

先ほどの町長のお言葉の中にあつたように、希望の橋になるよう早期実現、楽しみにしております。よろしくお願いします。

では、最後の質問です。

先端技術を用いた社会実証への支援についてです。

自動走行を含めたモビリティサービスを町に反映するため、令和元年から3年にかけて出されていた要望です。現在は出されておられません。

この先端技術を用いた社会実証とは、町としてどのような収穫があつたのでしょうか。まちづくりにどのように反映されたのか、または反映していく予定なのか、町の見解を伺いたいと思います。

それと、総務省のふるさとづくり大賞を志比北振興連絡協議会が受賞した近所タクシーであります。知事要望として出された先端技術を用いた社会実証の取組として評価してよいものなのか、それとも近所タクシーにはまだ続きがあるのか、これも町の見解を併せて伺いたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 自動運転につきましては、2016年（平成28年）から国の実証事業として取り組んでおります。実証地域としてまず応募する際に、福井県からその自動運転に対する情報提供を基に県と町で共同して申請をしております。

2019年（令和元年度）には、県が交差点の安全検証を実証しております。

自動運転の実用化に向けてこれまで県と連携しながら今取り組んでまいりました。

町は、自動運転以外にも5Gや、Ma a S、この事業について先進的な技術の検証を行ってまいりました。新しい技術がすぐに住民の生活に溶け込んでいくものではございませんが、例えば学校の送迎で活用したりとか、あと買物の利活用の日常生活での自動運転の活用、こういうものを行いまして、先進技術に対する住民の理解が深まったり、あとは企業をはじめとする多くの人が町に訪れるなど様々な収穫がございました。

ちょっと一例ですけれども、2018年から2022年までに町内に企業の方訪れております。述べ303団体で2,551人になります。主な企業としましては、トヨタ自動車をはじめ全自動車メーカーや、NTTさん、ドコモ、三菱電機、パナソニック、JR西日本、日本郵政などございます。そのほかにも、例えばNAVITIMEがルートの検索に自動運転の走行を取り組む事象、こういうふうなのもされております。

やはり自動運転を進める自治体にとりまして、例えばあとメーカーさん、やはりそういうところが事実の展開の横展開、こういうところにも町としてここやっていただいたことは一役が担えたのではないかなというふうに思っております。

町にはやっぱり様々な企業、今のような取組について視察とかお声を今かけていただいております。本年度ですと100件を超えるような視察を今受け入れております。情報収集はもとより、内容を精査しながら、今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

続きまして、近所タクシーの件について申し上げます。

自動運転では、今過疎地モデルとして実証が始まりました。活動の中で公共交通への関心が高まった中で、永平寺町のMa a S会議というものも立ち上がりました。その中で近所タクシー、この取組が始まっております。

当初はAIを活用した予約システムを使用して試験運行をしておりましたが、やはりこの近所タクシーというのは地域が主役になって運行するこの仕組みになっております。先進システムによる効率化よりも、やはり人が対応して輸送することのほうが丁寧であります。利用者のニーズも合っておりまして、先進システムには採用しませんでした。

なお、この試験走行につきましては県の補助事業も活用させていただいております。

ます。

近所タクシーにつきましては先進技術の導入には至りませんでした。利用者のニーズに基づいたサービスを構築できたということについて、取組として評価できるものと考えております。

近所タクシーの今後につきましては、移動サービスのニーズというのはその時々で変化してまいります。やはり今ドライバーの方のニーズや、交通の変化、これに対応しながらやはり安全で便利な移動サービスの実現に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、この自動運転をやって、今いろいろな企業が来た。そして、逆にその企業、またいろんな方々がこの永平寺町を発信してくれた。永平寺町のブランド力、どちらかという子どもたちとすまいるミーティングとかいろいろやりますと、「禅（ZEN）ってどういうイメージ持っている？」って町内の子どもたちに聞くと、ちょっとおじいちゃん、おばあちゃんのイメージというのがやっぱり多かったようです。その中でこのZEN、ZEN drive、また自動運転、最先端のことをやりながら誇りに思うと子どもたちも言ってくれて、そしてまたいろんな企業、また国、団体がこの永平寺町での取組を、またマスコミも取り上げていただいたことによって、この永平寺町の子どもたちが持っているイメージ、おじいちゃん、おばあちゃんというイメージから、新しく最先端なイメージになっているということで、そのブランド力を上げるのには大きくあったかなって。また、永平寺町に移住・定住される方、やっぱり今でも郡というのが取れないかという、そういったやっぱり田舎、周りに市が多いのでそういうこともあるのですが、最近ではそういったイメージよりも、ちょっと先端的、先進的なイメージを持たれる方も増えてきたなというふうに思っております。

そして、この近所タクシー、これ自動運転とどういった関係があるのか。そもそもこの自動運転の手を挙げたのが、コミュニティバスとかそういった現状を永平寺町では10年前、もうこういうふうになるのを予想しながら、やはりこの新しい技術で永平寺町、日本の新しい交通弱者を救えることができないかということで手を挙げさせていただきました。

永平寺町は、その当時過疎地モデル、これから過疎地にこの技術をどうやって落とし込むかということで、過疎地モデルというのに認定されましてこれまでず

っと実験をしてきました。その中で、やはり当時は自動運転、オリンピックまでに東京の町なかに自動運転を走らせる、というのは政府の目標だったのですが、それいろいろな技術とかそういった安全性でまだ先になるだろう。

ただ、今言いましたいろんな企業が永平寺町に集まっていたので、M a a S会議というのを開きまして、町民の皆さんも参加していただいて、その中で生まれたのが近所タクシーです。近所タクシーも最初はA Iを使うなど、いろいろ使ってみようと思って、企業もいろいろなソフトを持ってきてくれたのですが、実は300世帯までのところは、デジタルよりもアナログのほうが速い。またそのほうが心が入るということで、アナログに切り替えた。ただ、それをやっているときも日本郵政さんと今度は運転手不足を解消するために、近所タクシーで荷物が運べないとか、いろいろな実験をすることによって、地域の方といろんな企業の方の連携というのはできてきました。

ただ、これから今3地区やっている中で配車、こういったのはやっぱりこれからA Iとかそういったのを使っていくことになるのかなとも思いますし、また、そういった技術を持たれている方が身近に、永平寺町には産総研さんをはじめいらっしゃいますので、常にそういった方々と話をしながら進めていくということになると思います。

昨日も少し一般質問でもお答えしました、次の展開はどうするのか。それはやっぱり今いろんな方々がいろんなお話をしていただいておりますので、そういった方々と連携をしながら、夢と希望とといいますか、しっかり永平寺町現実をいろんな方々とコラボしながら進めていくことが、次の展開にもなるかなと思いますので、またいろいろ進捗がありましたらご報告させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

少し前の話になりますが、新聞記事にて福井県の人口が1年間で約7,700人減少したというのを見ました。少子・高齢化、人口減少社会に待ったなしの状態になってきております。全てをそれで解決できるわけではないと思いますが、テクノロジーを用いたまちづくりというのは今後必須であるように私も感じております。

その分野において永平寺町は間違いなく、特に県内では先頭集団にいると思いますので、これまでの経験をしっかり生かして、いろんな可能性というのを模索していただきたいと思います。

それと、先ほど課長の言葉の中にありました住民理解、これも同じように大切なことだと思いますので、どうか住民の方々に対して理解できるように、めげずに、丁寧な説明というのも続けていていただきたいなと思います。

これで今回の質問は終わります。また来年もよろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） 次に、2番、長岡君の質問を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 改めまして、おはようございます。2番、長岡千恵子です。

今回も3つ質問を用意させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思っています。

さて、昨今やはり寒さが肌身にしみるような季節となってまいりましたが、北風と共に、コロナだけではなく、インフルエンザも私たちの肌身に迫ってきているのが現状ではないかと思います。本町内の学校でも学級閉鎖、学校だけでなく幼児も含めまして学級閉鎖等がされているということも耳に届いております。

寒いからめげていてもしょうがないので元気を出して一般質問を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

今12月の定例議会ですけれども、さっき3つの質問を通告させていただきましたと申し上げました。1つ目は、成年後見制度の利用状況と今後の展望は。2つ目に、子ども医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担の減額調整措置とはということ。それから3つ目に、行政が行う——いろんな契約をなさっていると思うのですけれども、行政が行う諸契約の手続き方法については順次質問させていただきたいと思っておりますので、分かりやすい、なかなか分かりにくい部分もあろうかと思いますが、分かりやすい答弁をよろしくお願ひいたします。

では、早速、成年後見制度の利用状況と今後の展望はから始めさせていただきますと思います。

永平寺町では、永平寺町第9期高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画がただいま策定中ということ、先日の全員協議会での報告がございました。計画の実施期間は、たしか令和6年から令和8年までの3年間だったと思っております。

計画の位置づけということで、福祉政策を総合的に推進していく観点から、成年後見制度の利用促進に関する法律第23条第1項に規定する、永平寺町成年後見制度促進基本計画を兼ねるという説明がございました。

そこで、成年後見制度とはどういう制度なのかお伺ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、制度の概要ですけれども、認知症や精神上的の障がいなどにより判断能力が不十分になった、なる、こういった場合に契約、そして法律行為、意思決定が困難になる人、なった人などに対して必要な支援を行うこと、これが目的になります。支援に当たるのは家庭裁判所が選定した成年後見人等で、その人、被後見人となりますが、財産、それから権利、これを守ることに主眼を置いた制度でございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今の課長の説明からしますと、この成年後見制度を利用しようという人は、判断力及びいろいろな契約事等が十分にできなくなった方に対しての補助的な作業、補助的なお手伝いをしてくれる方、これが簡単に言えば後見人かなというふうに私は今解釈したわけですけれども、それでよろしいですね。

では、本町内に成年後見制度というのを利用してらっしゃる方がおられると思います。この今、成年後見制度というのが新しくなっておりますけれども、以前は禁治産者とか準禁治産者というような扱いをされていたものでございます。これには、法律的なことでもいろんなことで制約がされていたというのがありますけれども、今はその法律的な規制というのは契約の解約とかはできるみたいですが、昔ほどではないですし、戸籍に載るようなこともなくなっていると聞いております。

ということですが、それでは、この制度を利用しておられる方がおられると思っておりますけれども、実際に後見人制度を利用していらっしゃる方というのはどのくらい町内にはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 令和4年12月31日現在のデータになりますけれども、成年後見制度を利用されている方は16名。そして、この制度で保佐人をつけるということにもできますが、保佐人をつけている方がお一人いらっしゃいます。そして、補助人、一番段階的には低い支援のレベルですけれども、これを利用していらっしゃる方が2名、合計で制度の中では19名ということになります。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） もっとたくさんいらっしゃるのかと思っていましたけど、意外と少ないなというのが私の感想です。

というのは、例えば認知症なんかが進んで判断力が劣ってきて、十分でなくなってきたつけられるというのを聞いておりますので、もっとたくさんいらっしゃっても仕方ないのかな、いいのかなと思っていたのですが、意外と少ないなと思いました。

成年後見人の種類としては一応ちょっとだけ勉強してきましたので、見せびらかすわけではないのですが、専門職後見人と親族後見人、それから法人後見人というのがあります。成年後見制度を利用している方、今19名いらっしゃるということですが、この専門職あるいは親族、法人とどのぐらいの割合で利用をされているのかな、使っていらっしゃる方の比率がどうなっているのかなと思いますので、お聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 永平寺町の現状で申し上げます。議員おっしゃるとおり、利用率については若干低いかもしれませんが。その中で、19件のうち、専門職がついておられる方は10名、親族などによる者が9名ということで、半々に近いかなということ。そして、法人後見人の利用については現状ではゼロになっております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

意外と親族後見人が大方を占めているのかなと私は勉強する前からそう思っていましたし、勉強してもそう思っていたのですが、意外と専門職の後見人使っていらっしゃる方が多いと思いました。

後見人制度を利用するには家庭裁判所の申立てが必要ですが、現状、後見人制度を19名の方が利用してらっしゃるのですが、申立人はどなたがなされていることが多いのでしょうか。独り暮らしの方とかいろんな事情のおありになる方もあるのではないかと思いますのでお聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） これは制度上、司法上の法律関係を規律するという制度になっております。申立てをするのは、本人申立て、もしくは配偶者、四親等以内の親族、こちらの方が家庭裁判所への審判申立てというものが基本となっております。

あとは専門職の方が申立てというのも場合によっては出てきますけれども、現状としてはこういった申立てできる人が決まっております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今、本人あるいは配偶者、四親等以内の親族、それから専門職の方がする場合もあるということですが、この中で市町村長申立てという制度があります。市町村長申立てというのはどういうことなのかご説明をしていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 先ほど申し上げたとおり、申立ては本人、配偶者、四親等以内の親族となっておりますけれども、議員が心配されるとおり、身寄りがいない場合、それとか親族などにより申立てが虐待などにより期待できない状況にある65歳以上の者、もしくは知的障がい者、精神障がい者、こちらの方については個別の法律で特に必要があると認めるときに、町長申立てという制度が利用できます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） では、今までに町長申立てを利用された方というのは本町の実績としてはどのくらいおありになるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 調べられる限りというか、この制度が始まってのこのようになりますけれども、これまでに2件利用がございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今ではその市町村長申立てというのが、例えば身寄りが無い、全く天涯孤独である人とか、あるいは配偶者、親族等があっても申立てをできない事情がある場合とか、配偶者もなくして独り暮らしをしているのだけれども、遠縁はある。けれども疎遠になっていて、とても申立てをしてもらえるような状況でないという場合というのが、市町村長申立てというのができると書いてありました。

これまでに2件実績がありましたということですが、担当課、福祉保健課さんとしての所見と、それから今後どうやっていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、後見制度の利用ということで申し上げますと、今後とも必要な方というのは増えていくのだろうと思っております。

それと、町長申立てについて等申し上げます。今後とも審判の申立てというの

は本人、配偶者、四親等以内の親族という基本、これを尊重していくというのは大事にしていきたいと。

それから、相談があった場合、事案があった場合には、行政のほうで申立てできる親族がいるかないのか調査する。そして、見つければご意向を確認することになります。この手段については変わらないということ。ですから、事例によって判断していく。後見制度は今後増えていくだろうということで、サポート体制なんかには十分注力していきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 基本的には今課長がおっしゃったように親族、お身内等で申立てしてくださるとというのが一番いいのだろうと思うのですが、成年後見制度というのを必要とする人の立場から考えますと、その申立てというのが家庭裁判所というところに申立てをしていくというのが、今課長の説明であったとおりですが、どうしても時間がかかる。時間を申請から審判が下りるまでの間に時間かかるというふうに考えられます。

成年後見人を必要とする人というのは、今申し上げたように家族がいなかったり、家族や親戚がいても疎遠であったりする場合が、これから先はだんだん多くなっていく可能性、特に福井県、永平寺町は同居家族が多いので、そんなに都会から比べると極端に数が増えるというものではないと思いますけれども、やはりどうしても知的とか精神に障がいがあったりしますと、親戚が疎遠になるというのは往々にしてあると考えられます。そうなった場合に、やはり申立人を探すのに時間をかけてしまったのでは、これは本末転倒ということになってしまうのではないというふうに思います。

確認をして、これは無理だなという判断を速やかにしていただいた場合には市町村長の申立てというのを利用して、後見制度がご本人にとって早く利用できるような措置というのを考えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 成年後見制度自体が本人さん、申立人の被後見人、この方の財産、権利を守るということですので、自分を守るためにはあらかじめ準備するということも必要だと思います。ふだんから親族との関係性は大事にしていきたいですし、制度を利用して財産を守っていくのだというご意思がある場合には任意後見制度という、あらかじめ決めておくということも可能ですので、そういったことも周知していく必要があるというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） もちろん、今課長おっしゃったように関係がつかれる方はいいです。ですけれども、知的障がいとか精神障がいがおありになる方というのはその人間関係をつくるのが非常に難しいのではないかと、あるいは遠縁にある人なんかはそういう状況に親戚があるということも、触れたくないという思いの方も中にはいらっしゃるのではないかと思います。

そういった方をどうやって救済するかというのが、この町長申立てということだと私は思っておりますので、別に町長申立てにしたから何も悪いことではないですし、その町が状況的に、人間関係がうまくいってないというものでもないと思います。それよりも、その方の権利を守るための、一日も早く権利を守るためにどうしたらいいかということ、考えるべきではないかなと思っておりますので、ぜひとも町長申立て、フル活用とは言いません。おっしゃるとおり、親戚とかお身内がいらっしゃればそれが一番ですので、それは優先していただきたいと思っておりますけれども、ある程度お聞きになって、これはちょっと難しいなという判断があったときには、ぜひとも町長申立てをしていただきたいなと思っております。役場のほうは事務煩雑になってくるかも分かりませんが、それはやっぱり町民を守るためのことですのでやむを得ないと思います。

そして、後見人、先ほどの専門職後見人というのは、職業として後見をしている人で、弁護士さんとか社会福祉士、行政書士というのが担っていると聞いております。また、専門職後見人というのは町内の人だけでなく、町外の人でも後見することができるというふうにも聞いております。

そこで、本町内に専門職の後見人というのがもうおられると思っておりますけれども、どのくらいの方が、何人の方がいらっしゃるのかなというのもお聞きしたいですし、また法人後見の事務所というのは本町内にあるのかどうかもお聞きしたいと思います。あれば何か所ぐらいあるのかも教えていただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 専門職として後見できるのは、弁護士、そして司法書士、社会福祉士の専門家となります。この方たちが何人町内にいらっしゃるのかということですが、数は把握できておりません。

ただ、日本社会福祉士会が運営する権利擁護センター「ぱあとなあ」というのがあるのですが、ここが公表している候補者名簿には現在3名の在住者の方の登

録がございます。

そして、法人後見人ですけれども、残念ながら町内にこの業務を行う事業所はございません。法人後見と専門職後見の違いといいますか、ここについては重層的な問題、それから多様な専門性による支援、これが法人後見では期待できるということ。担当者の交代とか継続性ということを考えても十分担保できますので、今後とも利用に当たっては法人後見制度というのを取り入れていきたいということとは考えております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

3名いらっしゃれば、専門職後見人、そんなには町外からでも町内の人を重任していただくことはできますので、福井市の例えば弁護士さんが永平寺町の人の後見人になることはできますし、永平寺町の弁護士さんが福井市の方の後見をすることもできるというふうに聞いているので、人数云々がさほど町民に対して影響を与えるものではないと考えていますけれども、ぜひとも法人のほうの後見というのは1人の人が担当するのではなくて、法人として担当するわけですから、いろんな面でのフォローアップというのですかね、助け合うことができるのではないのか、協力体制が取れるのではないかと考えますので、ぜひとも町内に法人の後見人をつくっていただけるように、これは努力をお願いしたいなというふうに思っております。

ちょっとさきの質問に戻るのですが、全国的には成年後見制度の利用者というのが年々増加傾向になってきております。将来的に本町内、今、19名の方が成年後見制度を利用していらっしゃるというふうにお聞きしましたが、将来的にはどのように推移していくとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 福井嶺北圏成年後見制度利用促進基本計画というのを策定しておりますが、住基人口、それから要介護認定者、療育手帳、精神保健福祉手帳からニーズを算定しております。一番少ないと見て28人。これは日常生活自立支援の利用者とか、今後の成年後見に関する調査というものから算定した数です。

そして、最大値というのもございます。人口の1%ぐらいではないかということで184人。いずれにしても今後の利用については増えるということで想定しております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 福祉保健課さんのほうでも増加傾向にあるということは、想定されているということなので、そうなってきますと後見人が不足するというのもおのずと予測されてくることではないかなと思っております。

国では、一般市民を市民後見人として養成する事業を、10年ぐらい前から推進してきております。本県でも市民後見人の養成というのが本年度から始まりました。もう既に座学の講義は終了していると思います。

その先に座学の講義を受けた人が2年間の自治研修を経て、初めて市民後見人というのが誕生するというふうに聞いております。

市民後見人といいましても市民後見人、「市民」がつくわけですから、一般の人がなるわけなので、一応の知識というのは座学で勉強するわけですがけれども、当然判断に困ることがたくさん出てくるだろうから、後見監督人というのが、これも裁判所から任命がされます。

町としてもやっぱり市民後見人が出てくるとなると、市民後見人をサポートする体制が必要になってくるかと考えます。どのようなサポートをどのように対応していくのかという、体制も含めてお話いただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 貢献制度利用は増えると申し上げながら、専門職の確保、これについては難しい。また、報酬が発生するので利用の継続についても難しい。そして、親族の後見人についてもなれない場合も出てくる。そうした場合に、市民後見人も配置する必要がある、育成する必要があるということから、現在のサポートセンターも始まっております。市民後見人も確保が難しい中で、ましてやその方の監督する人も見つけなさいということで、何かどんどんハードルが上がっている状況ではございます。

ただし、嶺北貢献サポートセンターのほうで市民後見人の育成が始まったというのは、非常に明るい兆しだなということを思っております。単独で市民後見人を育成するのは非常に困難であるので、大きな目的の中でサポートセンターはできております。

そのサポートセンターの中では、今、市民後見人のマニュアルというものを作成中です。かなりのページ数に及ぶのですがけれども、構成7市町の協力をもってつくっております。

そして、センターのほうでも町からの相談、また市民後見人の方からの相談というものは応じていくという体制を取っていくということで、今後とも前向きに発展していくセンター対策であろうと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 嶺北後見人センターは、今年の春からできたところだと思います。そこへ町はサポートをお願いするのですか。町自体にはサポートセンターみたいなのは設置する予定はございませんか。どちらですか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現状では町のほうでは相談は対応いたします。そのまま横流しということではないのですけれども、サポートセンターを町のほうも活用させていただく。市民後見人の方も活用させていただくという体制で考えております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） やはり市民後見人ということになってきますと、不安な材料がたくさんありますし、分からないことがたくさんあると思います。そうやってきたときに、いち早くやっぱり相談に乗ってもらえるところというのが、役場の福祉保健課だろうと私は思っております。そこから判断を別の団体に仰ぐというのにも必要なことだろうとは思いますが。

なかなか人の人権を守るという仕事ですから難しい部分ですし、ちょっとしたことで侵害してしまうことも、多々出てくる可能性がなきにしもあらずとも考えます。あってはならないことで、やっぱりそのところは一人で見守るのではなくて、みんなで協力して見守りをする体制というのが、非常に必要なのではないかなというふうに思っております。

市民後見人はその仕事の内容によってですけれども、基本的にはボランティアで行います。先ほども何回か出てきました専門職後見人というのは、あくまでもお仕事でしていらっしゃるのだから報酬がかかってきます。その後見を受けようという方は基本的に判断力が十分でない方ですので十分な収入を、もちろん財産等々いろいろありまして、十分な収入のある方もいらっしゃいます。ですけれども、やはり障がいをお持ちの方でしたらば、十分に働くことができなかつたとかいう事情もあろうかと思えます。そんなに報酬が払えるような状況ではないと思えます。

そうやってきたときに、市民後見人、ボランティアに近い状態で助けてくれる

という人がいれば一番いいのかなというふうに思っております。この制度については、町民の皆さんに広く周知していただいて、今後ますます市民後見人になってもいいよという方が出てきてくださることを切に望んでおりますので、担当課としてもどうぞそのご支援をお願いしたいなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。ご意見あれば

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は僕、議員時代、十分、この後見人制度、市民後見制度やられている方と一緒に勉強させてもらったことがあります。そこから見ますと大分進んだな。本当になっているなと思います。

市民後見人の今嶺北でできた。実はあるその団体ではなしに、嶺北の市町で中枢圏をやっている中で、そこで専門的に、逆に言うと後見制度というのは人の財産を扱うことになりますので、物すごくちょっと責任が重い。もちろん、役場のほうに相談あったらそこにおつなぎをしますが、専門職の方がしっかりとサポートしてくれる団体というのは、やっぱり相談するほうも心強いかなというふうに思っております。

今、どんどん数も必要とされる方も増えてくるのも予想されます。先ほどおっしゃられた町長申立て、これもしっかりそういった必要がある方には寄り添っている、いろんな団体さんからの情報はしっかりいただきながら判断をあおぐ。しっかりそこはスピード感をもってできればいいなと思いますが、これ、司法判断になるところもありますので、そこはしっかりと本当に個人さんの財産を守る話になりますので、そこはしっかり理解を得ながら進めていくことも大事かなと思っております。

いずれにしろ、この成年後見制度というのはこれからの日本社会、また永平寺町のこの社会においてもしっかり確立されることがまた安心にもつながりますので、しっかりとまた取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 町長が成年後見制度というようなことに対して今ご理解を示していただいたので、多分、その話を聞いてらっしゃる方がそれだけ理解していただけるかどうかはちょっと不安ですけれども、よく分からない部分もありますけれども、それでもやはりその方の周りにいらっしゃる方は、あっ、町が挙げて後見人ということに、成年後見制度ということに対して取り組んでもらえるのだなということをご理解いただけたのではないかなというふうに思っております。

ます。できるだけ弱い立場の方ですので、みんなで何とかして守ってあげることができればというふうに思っておりますので、ぜひとも体制よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

2つ目の質問は、子ども医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担の減額調整措置ということですが、正直言ひまして私こんなことがあるということをお、ごめんなさい、勉強不足で知りませんでした。知りませんでしたけれども、実は先日、運営審議会の研修会があったときにそれを初めて知りまして、こんなふうになっていると思ったのがそこです。

子ども医療費、今、永平寺町は18歳まで無償になっていると思うのですが、その子ども医療費を助成することに対して国民健康保険の国庫補助金が減額調整されているというので、一体その内容はどういうことなのかということをお伺ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 子ども医療費の医療機関での窓口の負担をなくするという取組を行いますと受診者が増えて医療費の増加が想定されますので、この国民健康保険の増加相当分に対する国庫の負担を減額するというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） いずれにしても、国庫の負担金が減額されるのだというのは分かるのですが、国庫負担の減額対象となる根拠というのはどういうことですか。対象年齢なのか。要するに、例えば18歳までやっているからとか、中学生までやっているからとかというその年齢的なものなのか。あるいは、子どもの数なのか、子どもの医療費助成の助成している金額なのか、何が根拠となつての減額になるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 減額調整の対象となるのは窓口で現物給付ということで窓口負担を行わない方になりますので、永平寺町の場合ですと、今、子ども医療費18歳までということで。

ただ、国のほうは平成30年度以降、未就学児については減額調整の対象から外しておりますので、永平寺町の場合は小学校から18歳までのお子さんが窓口で負担せずに、受診した場合に対象となるというもので、この金額につきまして

はあくまで医療費の額、かかった額に対しまして、この窓口負担をなくすことで増えたであろうという分を算定しまして、その分にかかる国庫負担金を減額するというもので、国民健康保険法の第70条の第2項に示されているものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今の課長のご説明でいくと、その対象となる医療保険が社会保険の被保険者のお子さんであっても、無償になればその減額の対象になるということですよ。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） はい。この減額調整というのは、医療費そのものに国が負担をしているものが対象になりますので、先ほども国民健康保険法と言いましたが、対象となっているのは国民健康保険でございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ということは、国民健康保険の被保険者のお子さんの窓口で支払った医療費に対しての減額措置でよろしいのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 窓口で本来払うべきその個人負担の分ではなくて、要はその窓口負担をなくすことで受診しやすくなって、医療機関にかかる方が増えると。そうしますと、当然、この国保につきましてはその窓口の個人さんの負担を除いた額について、国保税と国の負担金とで賄っておりますので、当然、その医療費が増えてくると、その部分の国の負担が増えるので、その部分について一部減額をいたしますというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） すみません。だんだん分からんようになってきてしまったのですが。多分、国民健康保険の被保険者の子どもさんが、対象だということになってくると、国民健康保険の被保険者の子どもさんというのは、本町で言えばそんなに多くはないのでないかなというふうには想像はつくのですけれども、その調整額という金額がどのぐらいなのか教えていただきたい。

さっきの件はまた聞きに行きますから教えてください。ちょっと理解できなかったもので、ごめんなさい。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 過去3か年の医療費の実績から、この減額の調整額

を算定しますと、令和2年度分が77万5,328円、令和3年度分が103万6,146円、令和4年度分が122万8,640円となっております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 結構100万以上減額措置されているのに、ちょっと今驚いているのですけれども。

国民健康保険の場合、さっき課長おっしゃったように半分が被保険者の保険料で、半分が公費負担というふうになっているのですけれども、国庫負担が減額調整になった分の負担は誰がしているのでしょうか。100万円余り。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 議員さんのおっしゃるとおり、要は国保につきましては国保税と国からの公費負担で賄っておりますので、その公費負担が減額されるということ、は国保税で賄うということになりますので、国保の加入者の方が負担しているということになります。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 子どもたちの医療費のことですから、みんなで保険税として補うのは仕方がないのかもしれませんが、こう考えますとやはりちょっと不満に感じていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかなと、私自身は思います。

だからといって、この百何十万円かのお金を国保税に加味したからといっても、1人当たり直せばそう大した金額ではない、ということは判断できるのですけれども、子どものいらっしゃる方は「しょうがないよね、うちの子医療費ただだし」って思うかもしれませんが、子どもがいらっしゃらない、まるで子どももないし、孫もないし、その恩恵を受けていらっしゃらない方は「何で私らがその分を負担しなければあかんの」っていうふうに思われる方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。

それについては、物の取り方なので個人差もあってしょうがないかなというふうにも思いますけれども、できれば減額措置された分を町で持っていただけると、国民健康保険の被保険者で保険税を納めていらっしゃる方には納得できる措置、やり方ではないかなというふうに思うのですけれども、ちょっとその点も頭のところか隅に置いて考えていただけたらなというふうに思います。

今年の6月にこども未来戦略方針という内容の中で、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置が廃止されるということが決まりましたので、この先あんまりと

やかく言う必要はないのですけれども、この廃止はいつから廃止されるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 6月13日、閣議決定されたことも未来戦略方針の中で、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止するということに書かれてはおりますが、現時点では、実際、いつ頃、先ほどの国民健康保険が改正されるのか、ということについては示されておりませんので、今の時点では未定でございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 未定ということは、来年かも分からんし、再来年かも分からんし、もっと先かも分からないということなので、町長、できましたらさっきの減額措置をされた金額につきましては、ぜひとも町のほうで負担していただけたらいいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この件につきましてはこれで終わります。

続きまして、最後の質問であります行政が行う諸契約の手続き方法にということについて、質問させていただきたいと思ひます。

行政が行う諸契約というのが、要は物品購入や、それから各種借上げ、工事など行政はいろいろな事業を進めていく上で、いろいろな方法での契約をしていることと思ひます。現在では契約管財課が新設されまして、契約の方法が以前とは変更されているように思ひますので、一連の流れについてご説明いただけたらと思ひますのでお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 工事など執行伺いから業者選定、閲覧期間、入札、契約の締結まで、こちらに至るまでの手続自体はこれまでと同様に変更はございません。ただ、契約に至るまでの過程におきまして、契約管財課が設置されたことによりまして、業者選定や随意契約の理由、積算根拠などチェック機能が働いているものと認識しております。

また、働き方改革の取組として契約事務規則の一部を改正して、事務の簡略化を図るため、請書対応の拡大やカタログ価格の取扱いなど、支障のない範囲で改正を行っております。

そのほか、大きな改善点としましては、災害発生時などの緊急を要する場合における、契約方法の見直しを行っております。これまでは災害発生時や緊急時につ

いても、通常の契約事務規則の流れで対処しておりましたが、緊急時を想定した規則の追加修正を行いまして、応急工事を含め早急に着手できるように改正を行っております。

これからも今までもそうですけれども、基本的には透明性と公平性の確保により、信頼性の向上に努めていくような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） はい、ありがとうございます。

一連で明確になった、これがメリットかなというふうに思います。

でも、メリットがあるということは必ずその反面で、デメリットもあるのではないかと思います。デメリットについてはどのようにお考えになっていますか。もしあればですが。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） デメリットにつきましては、決裁の過程におきまして資料不足とか正確性の指導ということで、やはり手続上時間を要することがあるかなという点が1点考えられます。

ただ、この点につきましては、今後、職員研修とか指導を通しましてだんだん改善されてくるものだと認識しています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今課長おっしゃったように、デメリットとしては時間を要することがあるということですが、契約の内容そのものを契約管財課が把握できるということはとても素晴らしいことですし、一連の契約についてのことの間合せは契約管財課にお聞きすれば何でも分かる、という面で非常にいい点あると思っております。

でも、例えば金額が小さいものまで契約管財課での契約ということになると、事業の開始をするのにその措置、いろんな緊急事態が発生した場合の措置はされているみたいですが、それでも事業を開始するのに遅れを生じてしまうということが出てくるのではないかなというふうに思います。

小さいものまで契約管財課が契約をしていくということになってきますと、契約管財課としての事務も煩雑になってくるというふうにも思います。契約が小さいものっていうものについては、各課で契約してもらってはどうかと思って私は思

っております。

契約金額の小さいものといっても当然ですけれども、その上限金額を定めていただいて、例えば20万円まで、30万円までは各課での対応という上限を決めていただくという方法もあると思います。そうすれば、契約管財課の事務も煩雑にならないで済みますし、事業を進めるに当たって契約行為が速やかにできるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） ちょっと今議員さん言われたように、契約管財課で全ての契約をしているわけではございません。実際、契約をするものについては基本、各担当課で契約するという形ですけれども、今言っているのは契約事務規則を変えまして、その過程、いろんな本来ですと見積書を幾つも取らないといけないとか、そういった関係の簡素化を図って、事務手続上職員がなるべく負担にならないようにということで今改正をしているところです。

うち、契約管財課が契約締結ということで思っているようですが、実際、契約をするのはあくまでも各担当課になっています。ただ、それまでの過程において、契約書の中身をこれちょっと変えたほうがいいですよとか、そういったことをうちが指導するという形でありますので、全部契約管財課が契約は全部契約書を業者と結ぶというわけではございませんので、その点をご理解いただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 言いますと、各課で見積もりとか予算の積立てとかするのですが、その課によっては、ひょっとしたら、これ、監査委員さんからも指摘を受けているのですが、見積もりを取って予算をするのですが、1つしか取らずに見積もりをした場合と、三者から取ってやる場合といろいろあります。多数から取ってしっかりそこで予算を決めていく。そこをしっかりとチェックしているのが契約管財課。これはもういろんな方々から指摘されて、やっぱりいろんな方々から聞かれたときに、永平寺町はこういうふうに公平に公正に、またしっかりと積み上げの中で予算を組んでいますよ、というのをやっぱり言えないといけない、そういった時代ですので、そういった点で契約管財課がしっかり機能をしてもらっている。

また、いろんな発注とかその状況とか、あと検査、これも例えば数年前地震が起きたときに屋根が落ちて、当時の手抜きの一——手抜きと言っても差し支えない

と思います。手抜きがあつて、本数が少なくて。ただ、それもしっかり役場が検査しなければいけないのを、怠っていたのではないかと。もう昭和のときの話ですが、そういったことも何度かそういったことで、町民の皆様にご迷惑をおかけしていますので、そういったことがないようにしっかりチェックをするのが契約管財課ですので、これまではひょっとしたら各課の中での、いろんな基準で業者さんとの話とか一応していたかもしれませんが。もちろんそれはしっかり契約は発注してもらえばいいのですが、役場全体の仕組みとして、取組として、それはしっかり私たちは説明ができないといけませんので、また時代もそういった時代になってきておりますので、しっかりそういったことができるようにしているのが契約管財課ですので、デメリットというのはあまりないかな。

もちろん、それを変えることによってちょっと面倒くさいなとか、ちょっと大変だと思われる方はいらっしゃるかもしれませんが、それはやはりしっかりと信頼関係の中で進めていく中では、大事なものかなと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） すみません。補足ですけれども。

先ほど言われました小さい工事という区分につきましては、例えば決裁区分で分けておまして、例えば20万以下ですと課長裁量で工事ないし請負業務、そういったものをできるようにしていますので、その辺についてはまた追々状況を見て検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今回ちょっとこの質問をさせていただいたのは、11月に各常任委員会で視察をさせていただきました。もちろん早く、いつ、どこへ視察に、どういう内容で視察に行くかということ、決めない私たちには問題はもちろん多々あるとは自覚しておりますけれども、なかなか事務局の方が契約するのに時間がかかるので、難しいですよというようなことをおっしゃっていたので、ちょっと待って、その契約に対して時間をかけてもらうのではなくて、行けるように頑張ってもらいたいという思いがあつて。というのは、その視察に行く場合に相手方の受入状況がなかなか判断できなくて時間を取ることが多々あります。

そういうようなのも含めて、ある程度各課に任せただけなら、スムーズに進むかなという思いから質問させていただきました。特段の意があつたのはそこに意があつたので、ほかに意があるわけではありません。

ということで……。

(「契約管財課が悪いみたいなの」と呼ぶ者あり)

○2番(長岡千恵子君) いやいや、契約管財課が悪いわけではないのです。もう契約管財課が全部契約について何社か複数の見積もりを取って、それによって一番入札に近いような状態で契約している。これは町民にとっては当然ですけど、当たり前のこと。そんな高いとこわざわざ契約して何考えているのっていうのが町民の意向だと思います。同じものを同じ、例えば今の件でいくと、バスで移動して帰ってくるのであれば、どこのバスであろうと同じバスで人数が乗りたい。安全に運転をしてもらえれば安いほうがいいに決まっています。

安全が確保できない、担保できないというのだったらそれは考えないといけない事項ですけれども、通常の業者さんでしたらそういうことはまず考えられないというふうに思いますので、それを言っているのではなくて、そうではなくて簡単に進める簡易方法があればいいなという、ちっちゃい発想から今回この質問をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(中村勘太郎君) 河合町長。

○町長(河合永充君) 分かりました。それは逆に言うと、各課がいろいろな町民の皆さんにそれで不利益を被っている、時間が遅いとか、そういったのがある。それはもう一回契約管財課から現状をしっかりとチェックして、僕はそういうことはあんまりないと思いますが、もう一回契約管財課からしっかりとチェックするようにしておきます。

○議長(中村勘太郎君) 長岡君。

○2番(長岡千恵子君) ありがとうございます。

契約につきましても、多分、議員の皆さんは理解していただけたのかなというふうに思いますので、今後ともぜひこのまま進めていただけたらと思ひまして。

今回の質問で私が一番やっぱりお願いしたいのは、最初にお願いしました成年後見人制度ということが一番言いたかったことでございます。

最後になりますけれども、この成年後見人養成講座、10月、11月、2か月間、毎週木曜日にフェニックス・プラザで講習会が開催されておりました。縁がございまして私も参加させていただいて、そこで2か月間勉強させていただきました。

今までにも私の置かれている環境からしますと、やはりそういう立場の弱い方を何とか守ってあげたい。守ってあげるといのは上から目線ですけれども、何

とか協力してあげることができたらというふうにずっと考えておりましたので、せっかくのチャンスということで、参加させていただいて勉強させていただきました。

より一層、今までよりも深く理解することができましたので、できれば役場の職員の皆様も、もう定年がこころ辺に見えていらっしゃる方はぜひ講習を受けていただいて、やっぱり少し第一線から退いた後というのが少し町民のため、みんなのために自分の力が発揮できる場所を見つけるのも、ちょっと人生としてはいかなというふうに思いますので、ぜひ議員の皆さんもそうですけれども、ぜひそういう機会があったら受講していただいて、我こそはと思われる方はそういうことに自分の身を置いていただけたらなというふうに思います。

まずは行政の皆さんと我々議員が、町民の皆さんの先に立って走ることが一番肝腎なことではないかな、というふうに私は思っておりますので、ぜひ皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午前 11 時 40 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、3 番、川崎君の質問を許します。

川崎君。

○12 番（川崎直文君） 今回、通告にもありますように、永平寺町農業基本計画の改定ということについて質問させていただきます。よろしく願いします。

この永平寺町農業基本計画、これ期間が 2019 年 4 月から 5 か年間ということで、来年の 2024 年 3 月までの 5 年間の計画になっております。持続可能な農業構造の実現、そして魅力ある農業を目指してということで、3 つの切り口で計画が設定されております。1 つは、食料ということです。それから 2 つ目は、農業ということです。そして 3 つ目が、農村という捉え方で振興政策の総合的な、かつ計画的な推進を図るということで、指針となっております。

この 3 つの食料、それから農業、農村ということで、この計画の中でおのこの戦略が設定されております。そして、その戦略に基づくいろんな施策が計画の中

で設定をされております。この施策をこの4年半になりますけれども、一生懸命取り組んできたということです。

今年の当初予算の主要事業の中で、農業者が減少傾向にある中、農業者の所得向上、そして担い手の育成、農作業の省力化、中山間地域対策など本町の抱える農業の持続的な発展に向けた取組を進めるため、指針としての計画を改定するというので今年度の取組が明確に出ております。この永平寺町農業基本計画の改定が今進められております。

このことについて、まず、この4年半の取組はどうであったのかということ、その取組を通じていろんな課題が出てきております。その課題を解決していく、そしていろんな施策をやっていく段階で、次の改定の重点項目は何であるのかということはこの一般質問で確認させていただきたいと思います。

そして、今年度の改定という期間になっております。これがいつ頃の改定になるのかという期日をここでもう一度明確にしたいと思います。

これまでの状況、進捗はどうであったのかということから入りたいと思います。

紹介しましたように、食料という切り口、それから農業という切り口、それから農村ということでこの計画が成り立っております。このおのおのについて、この計画にある戦略、こういう戦略がありましたよと。その戦略に基づく目標数値というのが設定されております。その目標数値がどのような状況であるのかと。来年の3月にはこういった達成率になるという見込みのところをまず確認させていただきたいなと思います。

最初に、1つ目の食料について戦略、それから目標数値の実績についてお話をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ただいまのご質問でございます。

まず、食料には戦略項目2つ挙げてございます。

1つ目、食育・地産地消の推進による食料自給率の向上。目標としましては、学校教育での地場農産物の使用率60%を掲げています。実績、令和4年度の実績になります50%で、達成率は83.3%でした。課題、見直しにつきましては、現在、れんげの里がJA直営であるメリットに着目し、様々な品種と不足する数量を県内産農産物で補いながら、時間をかけて将来の生産者の生産意欲向上と作付面積の拡大を図る仕組みづくりを協議、検討しているところでございま

す。

2点目、戦略の2でございます。ブランド化の推進、販路拡大の強化というところで、目標を特別栽培米作付面積16ヘクタールと設定しております。実績は34.4ヘクタール、令和5年実績で、達成率が215%となっております。課題、見直しとしましては、ふくいブランド米推進協議会—県とJAによります協議会ですけれども—永平寺町をいちほまれの里に位置づけておりまして、令和6年度の作付け目標面積を100ヘクタールとしており、目標達成のための課題の解決のために、アドバンスファーマー永平寺ブロック協議会を通して、県へ要望を伝えるほか、町独自の支援も予定しているところでございます。また、関係機関や農業者と協同して、首都圏等の米の販売業者への永平寺町産米のPR活動も行っているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 続いて、2番目の農業というところです。これには、戦略、6つ設定されております。そして、その戦略に基づいて施策が行われます。目標数値として9つの目標数値が設定されております。先ほどと同じように、どうであったというところ、それから課題、それから改定に当たってのいろんな力点の置くところをお話ししていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 農業の項目には、まず戦略1としまして、特色ある農業の活性化。品目ごとの作付け目標を示してございます。タマネギにつきましては30ヘクタールで、実績70.4ヘクタール、ニンジン3ヘクタールで0.4ヘクタール、ニンニク6ヘクタールで2.6ヘクタール、スイートコーンにつきましては7ヘクタールで5.8ヘクタール、酒米につきましては20ヘクタールで55ヘクタールというような実績になっております。

課題、見直しにつきましては、地域振興作物に限らず、高齢化と後継者不足が課題となっております。高収益作物として支援を継続する必要があると考えております。

また、現在、新たな需要と高い収益性が見込める輸出日本酒用の酒米の生産を振興しております。良質化とブランド化を目標に、地元集落をはじめ関係機関等と連携した生産技術の研究、指導体制の構築を協議、検討しているところでございます。また、地域振興作物を活用したレシピコンテストなども開催して消費を促す活動もしております。

なお、どの品目もJAへの出荷以外の出荷がたくさん見受けられるところがございます。正確な出荷量の把握はちょっと困難な状況ですので、新規計画におきましては、作付面積での目標設定をしたいと考えております。

戦略の2つ目、農業経営の安定化というところでございます。目標を農用地利用集積率80%というふうに設定をしております。実績につきましては63.8%、達成率が79.75%でございました。もう一つ、農地中間管理機構集積率としまして50%を目標のところ、実績は24.3%で、達成率は48.6%でございました。

課題と見直しにつきましては、農用地利用集積率は現在の目標値に届かないものの、高齢化や加速する農業者の減少に合わせて増加するものと予想しております。人・農地プランが法定化された地域策定業務の中で、おおむね10年後の農地に係る地域での話合いの中で、農地の集積、集約についても積極的な活用を検討していただきたいと思っております。

戦略の3でございます。担い手の確保、育成。目標を、認定農業者数43人と設定しております。実績は31経営体、達成率が72%でございました。

課題、見直しとしましては、認定農業者数は現在減少しておりますが、集積が進んでおまして、認定農業者当たりの耕作面積は増えているところでございます。来年1月中旬から人・農地プランに代わる地域計画の地域での話合いを行い、令和7年度からは毎年計画の見直し及び継続検討を地域主体で実施していただく予定でございます。並行して、多様な担い手の発掘のための情報収集や新規就農者の誘導に必要な農地等の情報を地域計画における地区での話合いで収集し、データベース化をしたいと考えております。

また、専業農家によるもうかる農業経営体を育成するとともに、半農半Xと呼ばれるような兼業農家や家族経営体も、貴重な地域の農業の担い手であると考えておまして、育成する必要があると思っております。

次に、戦略4でございます。農業生産基盤の強化。目標を多面的機能支払交付金活動組織の広域化6組織というふうに挙げております。実績は1組織、達成率は16.6%でございました。

課題、見直しとしましては、広域活動組織化には事業区域内の農用地面積が200ヘクタール、中山間地域支払交付金の対象地域では100ヘクタール以上であることが要件とされておまして、目標設定的にはちょっと適切でなかったかなと考えております。活動組織の事務処理が煩雑であるために人員の確保に苦慮

している組織がある中、一部では土地改良区との合理的な運営を検討している地域もありまして、土地改良事業団や連合会と連携して、町としてもサポートをしているところでございます。

次、戦略の5、鳥獣害対策の強化。目標を、有害鳥獣による農作物被害0.5ヘクタールと設定して、実績は0.69ヘクタール、令和4年の実績でございました。達成率としましては72.4%でございました。

課題、見直しにつきましては、イノシシの駆除数は、豪雪や豚熱により一旦激減しましたが、昨年ぐらいからまた増加をしています。また、鹿の駆除数が激増しているのも近年の状況でございます。猿はテレメトリーを活用した地域ぐるみの取組が効果を上げて、永平寺町に係る2つの群れがございまして、その群れの集落への侵入が減少しております。しかし、四、五頭の離れ猿がよく目撃をされておるため、並行して猿の駆除も実施しているところでございます。

今後も、地区と一緒に鳥獣害対策を検討するとともに、電気柵等の設置を継続して支援するほか、県を中心に近隣市との連携体制を構築するために、その取組も強化していきたいと考えております。

6番目、最後ですが、環境に優しい農業。目標を、環境保全型農業取組者数30件として、実績でございまして18件、令和4年の実績でございまして。達成率は60%でございます。

課題、見直しにつきましては、国の環境保全型農業への補助事業につきましては、高齢化や事務の煩雑さから取組者が減少傾向にある一方、特別栽培米の作付面積は増加傾向にありまして、付加価値が高く、環境に配慮した米づくりへの移行が見受けられるところでございます。

今後も、農林水産省の定めるみどりの食料システム戦略に基づき、環境保全型農業やGAPの取組など、環境と調和の取れた農業推進を継続していきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） ありがとうございます。取組の中での力点を置くところを紹介していただきました。これ、後ほどまとめてまた確認させていただきたいなと思います。

続いて、3つ目の農村という捉え方での取組が2つの戦略、それから3つの目標数値が設定されております。同じように実績、そして課題、紹介していただきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 3、農村につきましての戦略につきまして、ちょっと説明をいたします。

1つ目の戦略、自然と農業が調和した魅力ある農村づくりというところで、目標を人・農地プラン座談会の女性参画数30人／年間、実績はございませんでした。

課題、見直しにつきましては、人・農地プランの見直しに係る座談会は、担い手の見直しが主なものでございました。新型コロナウイルス感染症対策も重なりまして、開催数が少なかったところでございます。

今後は、地域計画策定に係る地域での話合いに幅広い住民の参画をお願いし、呼びかけるところを考えております。

戦略の2につきましては、観光、教育、福祉と連携し、多様な交流と情報交換を活発にするまちづくりの推進というところで、目標を農業ツアーコンテンツ数10件、実績が7件、達成率が70%でございました。

あと、ほどほど移住・定住者数ということで3人、実績が4人、達成率が133%でございました。

課題、見直しにつきましては、えちぜん鉄道を活用したニンニク収穫体験ツアーや道の駅禅の里によるスイートコーン収穫体験、稲架掛け体験などは今後も継続していく予定でございます。

また、地元企業の取組を核にして、永平寺町全域を巻き込んだ新たな事業や付加価値の創出を推進し、観光誘客や交流人口の誘導による農村の活性化を目標に、支援をしていきたいと考えております。

現在、地域おこし協力隊としても現在2名の方が農業生産や農産品加工に取り組みながら、移住者間の交流会を開催するなど、永平寺町の魅力PRにも取り組んでいただいております。また、農地取得の制限緩和による農地利用の多様化も今後検討の余地があると考えております。

今までの1、食料、2、農業、3、農村で指摘のあった順位の目標の達成率は、100%以上が3項目、80%台が1項目、70%台が4項目、60%台が1項目、40%台が1項目、20%以下が2項目という実績になっております。

○議長（中村勘太郎君） 3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 数多くの戦略、そして目標数値が設定されております。最後にまとめて達成の目標数値何件ということを紹介していただきました。

中身を見てみますと、特別栽培米の作付面積、これは目標達成ということで、ここにちょっと注目すべきところがあります。特別栽培米の作付面積、これ具体的にれんげ米という切り口もありますので、このことについて確認させていただきたいなと思います。

それから、ほどほど移住・定住者数という、この目標が3件3人というところが4人ということ。さらに、地域おこし協力隊員の方も参加していただいているということで、これも非常によかったのではないかなと思います。

農業を取り巻く状況で今一番やはり課題となるのは、担い手不足ということ。一生懸命新しい農業、新しい農作物を作ろうとしても、やはりそれを誰がやるのかというところで、担い手は非常に厳しいという状況の中に、農業基本計画の中で設定してあります最後の指標のほどほど移住・定住者数というところが目標を達成したというところで.....。

○議長（中村勘太郎君） 続けてください。

○3番（川崎直文君） そうですか。私の質問が悪いのかなと思ひまして。

このところを非常に大事にしたいなと思います。

実績を紹介していただきました。昨日、森山議員の園芸農業の推進というところでも、いちほまれという銘柄、それからもう一つ、酒米というのが出てきました。先ほどの実績の紹介の中でも、いちほまれの里という永平寺町をそういう設定をして今、一生懸命取り組んでいるというところでは。

このいちほまれの里という一つの分かりやすい言葉、これ少し紹介していただきたいなと思います。県レベルでも取り組んでいるし、それから永平寺町としても、それからJAさんも一緒になって今取り組んでいると。いつ頃、先ほど100ヘクタールという数字を出したのですけれども、これも具体的に次の年ですから令和6年に100ヘクタール。じゃ、今一体どれくらいの規模なのかというところも少し紹介していただいて、今取り組んでいるのですけれども、一体何が課題なのか、こういうところに力点を置いて取り組んでいかなければいけないのではないかなというところも、行政のほうでつかんでおられるところを少し紹介していただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） いちほまれの里につきましては、ふくいブランド米推進協議会のほうが永平寺町をいちほまれの里に位置づけを今年度、令和4年度に指定をしております。今年度の作付け目標面積が30ヘクタールというところで、

今現在永平寺町内で作付けをやっていただいたところでございます。それにつきまして、来年度は100ヘクタールを目標にしたいというところを聞いております。

特に、アドバンスファーマー永平寺ブロック協議会の中では、その辺の説明も担い手さんに対して説明もありまして、いろんな質疑応答もそこで行われております。中でも、推進をしていく上での課題として2項目担い手の方からの提案がございました。

1点目は、いちほまれのPR費を現在、作っている農業者さんが負担をしている。これにつきまして、やっぱりなかなか負担することが大きな負担になる。しづらいというところで、何とかならないかというのが1点。

もう1点は、いちほまれを作っても飯米、いわゆる自家消費米を1割以上確保したら駄目ですというような決まりに今なっているところでございます。結局、1割しか取れないと、作付ができないところも増えてくるという問題があります。

それにつきまして、まず、町としましても、PR費につきましては何かいろいろ支援ができんかということも今考えておりまして、来年度に向けて検討中でございます。

あと、飯米につきましては、アドバンスファーマー永平寺ブロック協議会を通して、県とかJAのほうに申入れをしているところでございます。でも、なかなかちょっと今、飯米の要件につきましてはすぐ簡単に解消できるものではないというような回答を受けておりまして、今後も同じように要望を続けていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 永平寺町をいちほまれの里ということでこれからどんどん栽培面積を増やしていかなければいけないのでないかということです。

具体的に、これちょっと専門的になるのですけれども、永平寺にありますカントリーエレベーター、これがいちほまれ専用になるというところもありまして、逆にコシヒカリを作っている、そして自分のところで乾燥とかもみすりできない農家さんは、今までは永平寺のカントリーへ持っていったのですけれども、福井のほうとか勝山のほうへ持っていかなきゃいけないといったような状況下にあります。

こういったところも、どういう具合に取り組んでいくのか、また支援しなきゃ

いけないのか、そこら辺も注目すべきところじゃないかなと思います。

いずれにしても、いちほまれ、福井県のお米ということで一生懸命取り組んでいますけれども、いよいよ永平寺町もいちほまれの里ということで、町全体しっかり取り組んでいくという方向になります。

それでは次に、いちほまれということと、それから酒米という話があります。この酒米についても、基本計画の中で、地元酒蔵との協力連携による酒米栽培の推進ということです。永平寺町の地元ブランド米として位置づけられるように推進しますという、この酒米という位置づけですね。これ、もう具体的に取り組んでいるわけですが、どういった事業で今展開しているのかというところもひとつ紹介していただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 酒米についてのご質問でございます。

まず、さかほまれのこともあるのかなと思いますが、このさかほまれば福井県が開発したものでございまして、品質保持確保等の観点から、現在、自由に作付けできないというような状況で聞いております。この辺につきましては、今後も情報収集を続けていかなければならないと考えているところでございます。

今年の秋、輸出用の日本酒を製造する酒蔵が創業しました。その酒蔵は永平寺町産米の酒米にこだわった日本酒製造を始めておりまして、町内の農業者は山田錦とか五百万石などの酒米を約55ヘクタールそれに伴って作付けをしたところでございます。

令和6年度にはさらに作付面積の増加も見込まれておりまして、福井県やJAと連携して、生産技術の指導の体制を整備しまして、収量の確保と品質の向上に取り組んで、行く行くは永平寺ブランドの確立を目標にして取り組んでいきたいと今考えております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） ありがとうございます。

それから、3つ目ですけれども、今まで農業、それから特に農地、こういったのをどんなふうにして改善していくかということで、今までは人・農地プランというのがあったのですが、現時点では地域計画、そして目標地図という、この2つの取組に変わってきております。

この人・農地プランに代わる地域計画、そして目標地図、このことについての取組、そしていつ頃までに策定しなきゃいけないのか。そして、地域計画、目標

地図はどのように運用していくのかというところを概略説明していただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） この地域計画でございますけれども、策定期限が令和7年3月となっております。町内には53地区ございまして、それぞれの話合いになると考えております。回数は、その地域性にもよりますけれども、目標地図の作成と地域計画の作成に係る座談会として、最低でも2回、それ以上を考えているところでございます。

一旦、来年の7年3月に計画が策定された後でも、毎年、計画の見直しに係る座談会を開催していただく必要がありますし、この計画の中ではそれを踏まえた目標数値の決定になると考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 今回、いろいろとこの4年半にわたって取り組んできました町の農業基本計画ですけれども、いろんな課題があります。今回、まとめた、れんげ米という切り口、それから酒米という切り口、それから地域計画、目標地図という、こういったものを策定して、次の農業に取り組んでいくという話を確認しました。このことを、今回の改定の中にしっかりと見える姿で改定作業が進むと思います。

農業基本計画の改定の予定、スケジュールがあります。どこまで進んでいるのかということです。そして、これ、来年の3月までに策定して皆さんにPRしなきゃいけないというのが当初の目的であったのですが、現状の進捗状況を踏まえて、これをどういう具合に次のスケジュールに設定していくのかというところを確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） まず、当初予算に係る主要事業の個票の中には、見直しの過程として何項目か段階を踏んで設定をしております。その中の一つ、計画見直しの方向性の検討協議と、2番目、新計画の施策の方向性の検討協議は、現在、実務、農林課の事業の実務の推進の中で随時検討と協議を進めております。

そういったところでございますけれども、現在、福井県におきます農業基本計画も、現在見直しを進めているというふうにお聞きしております。これとの整合性を図る観点から、今回、今年度中に計画の策定を考えていたわけですが、

来年、6年度中の計画の策定、県との整合性を図ることが必ず必要になってくる
ところから、そういった観点から1年ちょっと延長したいというふうに考えてお
ります。

ただし、計画の内容の見直しにつきましては、随時、現在もそれぞれの担当で
項目ごとに実務を通して検討をしているところでございます。

そういった状況によりまして、5番目に新計画の最終取りまとめとか、パブリ
ックコメント、概要版の作成、広報・周知という項目もございますけれども、福
井県農業基本計画策定後の令和6年度中に進めていきたい、進めることになる
ということでございます。県の計画との整合性を確認しながら進めていきたいとい
うふうに考えております。

また、3番目のアンケートにつきましては、地域計画策定に伴ったアンケート、
福井県農業開議や福井農林水産支援センター及び永平寺町がアンケートを実施、
今年度しております。その結果を共有することで十分効果は把握できますので、
実施は取りやめたいと考えております。

それによりまして、新計画の中間取りまとめというのも手順としては考えてい
たのですが、これも省略することになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） やはり大事なのは、町独自の農業基本計画ではなくして、先
ほど何回も言っておられますように、県の農業基本計画があるということで、そ
この整合性を取っていくという。これ非常に大事なことです。いちほまれの里と
いうところの位置づけも、やはり県とタイアップしながらどんどん永平寺町も頑
張ってやっていくよという。できれば、県の基本計画の中にもそれをしっかり埋
め込んで、いろんな支援をしてもらわなきゃいけないのではないかなと思います。

酒蔵さんとのタイアップしてやっていくというのも、これも一つの永平寺町の
進め方じゃないかなと思います。このところをしっかりと大事にしていきたい
かなと思います。

この件については、もう既に事業が進んでおりますので、さらに次、じゃどう
するのかという、その規模拡大、逆にちょっと守りの姿勢かも分かりませんけれ
ども、最初の構想を維持していくところに力点を置いて進めていかなければいけ
ないのではないかなと思います。

地元で作った酒米をということですが、そのところは地元の農家さん

がしっかりと納得のいくような生産体制を取りながらやっていくというのが大事なんじゃないかなと思います。

それから、地域計画、目標地図については、これはもうちゃんと新しい農業基本計画と整合性を取りながら、具体的に進めていかなければいけないのではないかなと思います。

いろんな計画があるのですけれども、いろんな課題があります。そこをトータル的にまとめ上げていくというところを今回、農業のいろんな切り口で出てきていると思いますので、しっかりした使える計画にしていきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 酒米振興につきましては、将来は地域振興にまでつなげていきたいと。これを確認してというか、題材にして人のつながりを増やして、それによって地域の振興にまでつなげていきたいというふうなことも考えております。その酒蔵の観光誘客なんかも、人の流れを活用してということで考えております。

あと、地域計画につきましては、今現在、町の農業委員会と農地利用最適化推進員さんを中心に、いろいろ進め方について検討していて、やっとな来年の1月中旬から地区に入って行って話し合いをしていけるようなところまで今来ております。1月からはやっぱりたくさんの方に参加していただかないと、いい計画がでないというふうにも考えておまして、現在は農家組合長さんとか区長さんにも協力をしてくださいというお願いもさせていただいたところでございます。そういったところで、たくさんの方の協力を得ながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） はい。

これで松川君の質問を終わります。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 1時37分 休憩）

(午後 1時50分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

ここで、議事に入る前に、農林課長、商工観光課長、2人の課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

初めに、農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） すみません。午前中ですけれども、昨日の一般答弁の回答で訂正ということで、道の駅とれんげの里の売上げを1,000万から800万、900万に訂正をお願いしたところでございますが、再度訂正をさせていただきます。

まず、れんげの里につきまして農林課のほうで確認をしていますが、れんげの里の売上げは全体で2億8,000万、そのうち今町内の農業者さんが出品する農産物、農産加工品、要するに2%の補助対象となるものの売上額は6,000万でございます。まずその訂正をお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） では、私のほうからは道の駅のほうを報告させていただきます。

まず、道の駅の売上げでございますけれども、物産部門の売上げといたしましては5,500万、レストラン部門、自販機などのその他の売上げを足しますと大体7,200万ほどの売上げがございます。

そのうち、2%の農家さんの出荷者補助金の対象になっておりますのが800万ほどということでございます。

また、出荷した協議会の会員数でございますけれども、そちらのほうは全体で会員数119名、うち永平寺町内は81名、大体町内だけで68%でございますけれども、永平寺町内のお荷者協議会の中には農家さん以外にも一般のお醤油とかお酒の出荷をしている事業者さんも含めての81名ということでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） それでは、議事に入りたいと思います。

次に、5番、清水紀人君の質問を許します。

5番、清水君。

○5番（清水紀人君） 5番、清水紀人です。よろしく申し上げます。

今月もLINEで広報永平寺12が届きました。山の上が少し白いこともあり、個人的には「除雪にご協力を」という記事と「ストーブの使い方を今一度確認！」

という記事、あと11月1日現在の人口1万7,919人という季節的情報や現状での数字が目にとまりました。分かってはいることですが、人口がちょっと減っていくというのは残念な結果であります。

早速、本題に移りたいと思います。

給食運営方式視察において、11月14日、越前町学校給食センターに私も含む議員3人が同行させていただきました。また、11月17日には、あわら市学校給食センターの視察にも議員3人、計6人が同行——14日と合わせて計6人が同行いたしました。

そこで、給食センターの情報を共有させていただき、視察で感じたことや資料から質問させていただきます。

今回、2つの市町が新しい給食センターに集約した経緯から、あわら市学校給食センターは、あわら地区の学校給食センターが築四十有余年を経過し、老朽化が著しく、また金津地区の小学校の給食施設においても、設備が三十年以上経過し古く、国の学校給食衛生管理基準に適合した運営が十分にできないことから、あわら市総合振興計画に基づき、新しい給食センターの整備を進めたとあります。

また、越前町の学校給食センターに至りましては、町内全小学校と一部の保育園へ完全給食を提供するため、町内4か所の給食センターで調理、配食を行っていましたが、施設設備の老朽化が著しく、国の学校給食衛生管理基準に適合した運営が十分にできないことから、既存のセンターを統合再編し、新しい給食センター整備を進めました。

ここで、永平寺町の給食施設での設備、また学校給食衛生管理基準に適合した運営ができているかお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 学校給食衛生管理基準にのっとり、可能な範囲で対応はしております。

例えば、調理場は二次汚染防止の観点から、汚染作業区域、また非汚染作業区域及びその他の区域に、部屋単位で区分することになってはいますが、当町では給食施設の構造上対応が難しいため、区域の床を色で区分するなど、今ある設備の中で工夫して対応しています。

ちなみに、機械類等は毎年点検して更新、取替えなどは行っております。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） 一応、学校給食衛生管理基準には十分適合していないけれど

も、今、食中毒など、そういったものは起きていないと。ですから、今、現状では十分、皆さん力を合わせて今の管理をされているということではあります。

ただ、今後、食品衛生管理基準に適合した施設を目指すということになると、今後、設備、施設の見直しというのは必要になってくると思います。

ここで、学校給食衛生管理は基準の中でHACCPの考えに基づくことを明記していますが、永平寺町の導入状況はどうか。また、越前町とあわら市の導入状況はどうか、教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） HACCPについては、世界で標準的に活用されている衛生管理の手法になります。

当町においても、HACCPの考えを取り入れた町のマニュアルを定めて実施しております。例えば、作業工程表とか、作業動線図を基に調理を行いまして、日常点検、食材の検収、調理時間や温度、検食、検便の記録などを行っております。

このことについては、あわら市も越前町においても同様だと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 幼稚園におきましても、従来から遵守しております厚生労働省が作成しました大量調理施設衛生管理マニュアルは、HACCPの概念に基づき策定されておりますので、園につきましても基準に沿った管理となっております。

また、幼稚園につきましては、学校給食の基準に基づき実施しております。

なお、食品衛生法等の一部改正する法律におきまして、令和2年6月1日より原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理を実施することとなっておりますので、お知らせしておきます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 3番、清水君。

○3番（清水紀人君） HACCPに基づく衛生管理は食品の受入れから提供に至るまで、各工程における詳細な記録と管理が行われ、食中毒や異物混入のリスクを低減できることができるということです。

その中でも、あわら市の学校給食センター運営委員会のホームページから、異物混入状況というものが閲覧できます。幾ら管理をしてもどうしても異物などの混入、というのは防げないものであります。令和4年は10件、令和3年

5件、令和2年5件、令和1年は9件、平成30年7件と、これを少しと言っていいのかどうかは分かりませんが、必ずしもこれはゼロにならないということだろうと思います。

その中でも、ビニール片であったり、清掃のときのブラシ、あとは糸くずや髪の毛、こげであったり骨、ちょっと傷んだものというのもありましたし、虫なども気をつけていても混入してしまうという状況であるみたいですね。

ただ、今、永平寺町で給食に従事されている皆様は、今説明いただきました限られた条件の中で管理を徹底していただいて、いつも最高のパフォーマンスを維持されて、皆様の給食の安全・安心を実現されているのだと思います。

ただ、施設の老朽化であったり、設備の古い設備であったり、その動線がうまく確保できなかったりして、努力とは関係なくリスクが、異物混入であったり、食中毒のリスクが高まるというのは、やはりあってはいけないことだと思っております。ただ、今ある現状で皆さん管理していただくのが、とても必要だと思っております。

続きまして、規模的に近い越前町の学校給食センターは、東京赤坂に所在のある民間企業が5年委託で委託事業者として運営を行っています。調理員22名、運転手券調理員が9名、合計31名。越前町の従事者として所長1名、次長1名、管理栄養士2名、栄養教諭が2名、計6名の合計37名が給食に携わり、現在、約1,790食、最大1日2,500食を管理しています。

永平寺町の給食に関わる従事者数と、1日に何食を調理しているかをお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 調理員は35名です。正職13名、会計年度さんが21、派遣が今1人いらっしゃいます。計35名になっています。この方で9箇所の調理場において約1,540食を調理していただいております。

また、県からは栄養教諭が1名、学校栄養職員が1名、そして学校栄養職員補助が1名ということで、3名の方が献立の制作などを行っているということです。

また、上志比地区の給食センターでは、上志比小中学校への配送を学校の用務員さんが兼務して1名行っております。

また、給食センターの所長ということで、学校教育課長が兼務ということで1名、給食に関する事務に対して学校教育課の職員が1名ということで、合計41

名となります。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○3番（清水紀人君） あわら市の資料ですが、33名が給食に携わり、現在2,163食、最大2,700食を管理しています。

そういった観点から、永平寺町、今41名で給食に携わっておりますが、給食センターにした場合、1つの箇所管理できるからこそ人的にも、説明のときあったのですけれども、給食の残処理をどうしているかという森山議員さんの質問がありまして、そこで廃棄しているということから、SDGsの観点から見ても1つのところで集中管理するということは、食の効率が図れるのではないかと感じた次第であります。

永平寺町において調理師さんの定着が思うように進まないという中で、業務の効率化を図るため、厨房、空調、給湯のトータルシステム導入でランニングコスト削減計画は必要になってくると思います。特に野菜などを自動でカット、スライスをする食品加工や、自動食器洗浄機は必要性を感じました。

町の給食施設で食材の加工や食器洗浄の状況を教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 視察先では野菜を自動でカットするスライサーを導入しておりました。

当町では、食数の少ない一部の調理場を除いては設置されています。

また、視察先では電化厨房機器の食器洗浄機を導入していました。これは学校から戻ってきた食器を下洗いせず、かごに入れたまま自動で洗浄することができる機器です。

当町にも食器洗浄機はございますが、職員がまず汚れをある程度落として下洗いをしてから、洗浄機にかけなければならない機器ですので、全自動ではありません。そういった電化厨房機器の導入によって、作業効率の向上に寄与していると感じました。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○3番（清水紀人君） 視察で行った、上から拝見させていただきましたが、自動カット機は稼働していなかったのですけれども、ジャガイモなどは職員さんの手で切っておられて、スライスは自動機でやられるということでありました。それにより、人的にも作業効率的にも大分違うという説明を受けたところであります。

また、自動食器洗い機については、水圧で乾燥まで一連で行うということ、

それに関しても事業の効率というのは図れるのではないかと思った次第であります。

また、それを今、全部の学校等に配置はされておりますか。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 洗浄機については全ての学校にあると思います。ただ、全自動ではないという。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

清水君。

○3番（清水紀人君） 機械の古い、新しいで効率がすごく変わってきますので、それをこれから考えていくというのにも必要になってくると思いますが、やはり皆さんの中学校、小学校、保育園等に全部それをやっていくというのもまた費用のかかる話ではありますし、やはり1か所に集中するというのがとても効率が考えられるかなと私個人的には思います。

続きまして、給食で重要なのがやはり地産地消ということは今言われております。県産、地場産物の地産地消で町が取り組む地場産食材の使用率、使用品目を教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 6月と11月に福井県が実施している学校教育の食材産地別の使用量調査の令和4年度の調査結果から申し上げます。

地場産食材の使用率については、これ決算のときですか、そのときも申し上げましたが、6月の永平寺町は38.1%でした。ちなみに、あわら市は63.8、越前町は57.1ということです。

11月については、永平寺町は42.1、あわら市は62.7、越前町は62.8でした。

使用品目につきましては、6月について町内産は5品目です。県内産では約20品目でした。11月の町内産は6品目、県内産は25品目でした。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、幼児園、幼稚園での地場産の使用率を報告します。

令和4年の実績になりますが、使用率は35.3%、うち町内産が20.2%となっております。

使用品目は29品目で、うち町内産が14品目となっています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○3番（清水紀人君） 地場産使用率が平均よりは永平寺町、上のようにあります。

ただ、地元のものを使うということで、ちょっとインターネットの資料ですけれども、10%以上を超えた場合、地域の農家さんの支援となり、地域の経済にも貢献できるとありました。20%以上になった場合は、地元産を積極的に利用し、地元農業、産業をサポートしていく。ちょっと漠然とした答えだったのですけれども。30%になった場合は、食材を主要な食材として使用し、地元の農家さんに大きな影響を与えると。ここで農家さんにとっても産業と。給食に提供するというので、それだけでやっていけるということなのかもしれないですけれども、一応地元産を使うことによって、地元にとっては一定の利益があるということだと思っています。

また、これを今後、地場産食材使用品目を増やしていくという予定はありますか。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） もともと永平寺町の町内産の品目というか種類が少ないというところはあります。

ただ、また給食でも大量の食材が必要になってきますので、なかなか使用率を上げていくということはちょっと難しいところはありますけれども、できるだけ栄養教諭さんには献立の中で計画的に町内産を使用させていただくようお願いはしているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○3番（清水紀人君） 今後、農家さんとお話しいただきまして、ぜひこの使用率や使用品目を上げていってほしいと思っています。

一部地域の学校で、地元の農家は食材をより高い割合で使用することを目指しています。地産地消を高めることは地域活性化、食材の新鮮さ、食品供給安定持続化農業の促進など様々な利点をもたらします。

先ほどに戻りますが、やはりこの地元産を使うというのは有効的な手段だと思っています。

次の質問に移りたいと思います。

給食センターを計画した場合、例えばですが、越前町学校給食センター規模で

これを建てようとした場合に、町有地はあるかという質問ですが、これ、施設料が越前町の場合7億、設備費が5億というところで、大分費用がかかる話ですね。この越前町で学校の跡地に建てられているので、土地代というのはかかっていない。ただ、土地代が入ると今の7億、5億、合計12億よりもっと高い話になってくると。

また最近、敦賀市も今給食センターをやるということで新聞に載っておりました。ここも学校跡地に給食センターを建てるということでしたが、永平寺町、その大きな規模の町有地はあるでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） では、敷地ということで私のほうから答弁させていただきます。

越前町及びあわら市にあります学校給食センターの敷地面積は約5,600平米弱となっておりますが、現在、永平寺町が保有している普通財産で、規模が同程度の敷地は、現在、松岡島地区にある町有地が該当します。

ただ、隣接道路が狭く、幹線道路からのアクセスも悪い上、日当たりや上下水道の整備が必要になることの課題もありますので、候補地としてはふさわしくない状況だと思います。

その他の町有地につきましては1,000平米前後の規模であるため、敷地の有効活用を図る方法としましては、隣接を購入して使用する方法が考えられますが、それを除きますと今すぐ利用できるという敷地は見当たらないというのが現状でございます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○3番（清水紀人君） では、永平寺町で給食センターをしようとした場合は、土地の購入から検討していかないといけないということになるということですね。

どこの位置に建てるかにもよるのですけれども、建てた場合、永平寺町、端から端まで大体15分で行ける距離ではありますので、配送という面に関しても一応真ん中が一番好ましいのしょうけれども、どこに行っても大丈夫なのかなという思いはあります。

ほかの市町が最大17分、一番遠いところで20分程度ですかね。キロですか。17キロですか。15キロということで、永平寺町のほうが近い距離にあるということですね。

最後に、視察を終えて参考とすべき点、取り組む点が多いことを感じました。

人口減少社会で児童数も減少中、特に給食センターは取り組むべき利点が多いのではないかと感じました。

町の意見をお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 今回視察した給食センターは、学校給食衛生管理基準法に従って建てられていました。建設前は当町と同じく、下処理と調理室の間にはっきりとした区分がありませんでしたが、新センターではハード面から衛生区分が可能になったことにより、衛生管理が強化されたと伺っております。

また、アレルギー食の専用の調理室を設けておりましたので、アレルギー物資の混入リスクを減らした環境でアレルギー対応食の調理を行っておりました。

町では、専用調理室はなく、アレルギー食の対応も同じ調理場の中で注意を払って行っている状態でございます。

また、運営方式では、床が乾いた状態で作業するドライシステムへ変更されておりました。これは、雑菌の繁殖とかはね水による食品の汚染を防止することができます。

また、洗浄室では食器洗浄に最新のシステムを導入し、作業効率、作業性ともよくなり、調理員の作業環境の向上につながったと伺っております。

材料の調達面では、当町は各学校とセンターにそれぞれ納品されていますが、視察先では納品が1か所になりまして、大量に購入するため価格も抑えられたということです。

また、規格がそろったものが大量に必要なため、地場産のものでまかなえないときもありますが、納入業者とも連携して、地域の生産者にセンター用に生産してもらうなど、地場産のものが収穫できないときに備えて、食材を真空保存する設備を導入しまして、加工したいためタマネギを冷凍保存しておくなど、工夫して取り組まれておりました。

視察しての感想ですが、センター方式は自校式に比べて必要となる調理員を抑えることができるため、人手不足の解消が図られておりました。また、学校給食衛生管理基準に従って、給食施設を整備することで、今以上に衛生管理の徹底を図ることができるなど、結果として調理員の作業環境の向上や、負担軽減にもつながっていました。

なお、今回の視察はセンター建設を前提に行ったものではなく、児童生徒数の減少をはじめ調理員の人材確保、施設の老朽化などの課題がある中で、他市町の

給食運営の状況を参考にしたいということでの視察です。

今後も、センター方式とか委託方式を含む、幅広い選択肢を検討していく必要があると考えております。どの方式が本町の学校給食に最適なのか継続的に研究を行っていきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の給食センターの視察に関しまして、今、町もこれまで調理員の不足、これをどう補っていくかということがやっぱり課題になっていました。

今回、議会のほうから事務事業評価でやっぱり調理員さんのそういったことをという切実なそういったことも今来ております。

町として、まずじゃよそのまちはどういうふうに行っているのか、というのを物すごく関心がありまして、まず調べたところ、給食センターがないまちは敦賀、小浜、勝山がない。給食センターは結構みんなよそはやっていない。僕もずっと議員していたので、メリット、デメリット、例えば食中毒が発生したときには、給食センターやと一気に全部のところに発生してしまうとか、冷めてしまうとか、味があまりよろしくないとかというのをずっと固定概念で持っていました。

ただ、どういうふうにかこれからの給食の調理員の不足など、そういうのをどうしようか。よそのまちをちょっと参考にしようという思いで、今回視察をさせてもらいました。

ほかみんな給食センターをやっているんで、まずは給食センターというものはどういうものかを、知っておかなければいけないなという思いで視察に行きました。これもまた、議員のほうにもお誘いをさせていただいて、また6名の方も来ていただいて本当によかったなというふうに思っております。

私としては、まずは人員確保をどうしているのかを見に行った中で、改めて今の設備、当町の設備がどうなのか、新しい調理器具、また調理してくれる人の高齢化をどういうふうに機械化で補っているか、また安全面、先ほどのアレルギー面、それはもう本当に一目瞭然でといいますか、明らかに10年前とは全然違う方式でやられている。ひょっとしたら、私たちがやっているのは浦島太郎になっているのではないかということを感じました。

ここで決して今、清水議員が言うように、場所があるのかとか、そういった話ではなしに、これからの給食の在り方、調理員さんの環境、また子どもたちの健康維持管理、また地産地消、いろいろな角度でしっかりと検証していかなければ

いけないなというふうに思います。

早速帰ってきたときに、自校方式で機械化ができないかとか、こういった話もした中で、やはり昭和のときに設計された給食室では広さが足りなくて、そういう機材を入れることができない。そして、色あせてちょっと苦しいやり方で、HACCPを準用するような今取組をしている。逆に言うと、これが物すごく調理員さんに負担になっているのではないかということも考えられます。

これからしっかりと現場の声、またいろんな環境、そして将来はどうなるか、こういったことを考えながら、別に給食センターありきではなしに、例えば現状をどうするかとか、親子給食方式がいいのかとか、じゃ、調理員がいないのならよそがやっているように委託方式がいいのか。ただ、うちは正職員結構雇っていますので、なかなかそういったことはできない。ただ、それも一つ、じゃ会計年度さんの部分は委託をするのがいいのかとか、いろいろなことをテーブルに乗せてやっていかなければいけないなと思います。

ただ、これは喫緊の課題だなというふうに思っております。しっかりとまた、議会のほうもいろいろな思い、意見もあると思いますし、私たちもまだこれで給食センターが全てだとか、あれしかないとかというそういったものではなしに、しっかりとやっぱり検証して、メリット、デメリットを見つけながら、方向性を示していくことが次の世代につなげていく、そういったことになると思っていますので、またこれからいろいろと皆さんと一緒に調査研究、また説明に向けてどういうふうな方向性でいくか。決して給食センターありきではないですが、一つの方策としてはしっかりとテーブルの上に乗せていかなければいけないなというふうに感じておりますので、またよろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○3番（清水紀人君） 町有地につきましては、施設、給食センターがかなり私にとっては高いという思いで感じております。それもコロナ前で12億ですから、今だと1.3倍から1.5倍ぐらいの価格帯になってくるのではないかと感じております。

その中で、土地があればまたそれだけ安くなるので質問した次第ではあります。一応、先ほど課長のほうからお伝えしてもらった、地場産の県の調査表に、これ県内の公立の学校を反映させたデータになっているのですが、単独の調理場方式を取っているところが48校、それで学校給食センターの方式を取っているのが115校、18センターで、あと一つ、民間の委託というのが1校あり、合

計164校で調査をしておりました。これを見ると大分給食センターというのは皆さん進められているなという感想を持ちました。

そして、今度今、敦賀市ですけれども、給食センターを初めて取り組んでいくのですけれども、ここで印象的だったのが、児童生徒が同等のサービスを受けるようにするべきという文言がとても印象的でした。今、永平寺町は学校においてもまたちょっと違う味つけで、材料を使われているということもありまして、それを同一化するというのも大事なのかなと。

あとの越前町、あわら市、敦賀市、ほかのドライシステムや、アレルギー対応というのは皆さん一様に同じ考えをお持ちで、それを進めているような感じです。今、給食という概念からといいますか、給食というものを考えた場合に、それはもう当たり前になっていって、そこから遅れてはいけないのかなと。食中毒のリスクであったり、異物混入、それは絶対発生することだけれども、それを極力少なくして、調理員さんであったり、従事者の負担を軽減する。今ある設備、新しい設備などを使ってその効率化を図っていくことが大事なのかなという感想を受けました。

私は、これで。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 食材の観点で今ちょっとお話あって、ちょっと今思い出したのが、学校給食を無償化する前、今の永平寺町は上志比、永平寺、松岡で献立を立てて食材もやってもらっています。給食の無償化する前、実は僕、議員でいろいろ調べました。当時は、各学校で同じ金額を給食費で集めていました。そうしたところ、例えば小さい学校のケチャップは家庭用を買う。大きい学校は業務用を買う。結局、給食単価が違って、志比北小学校の場合、いろいろ米とかをくれる方、それを結構当てにしているところがあったというのを議員のときに聞いて、その問題点を今追求したのを覚えております。

そういった中で、やはり公平性という面では一つ、今、永平寺町は無償化をやっています。ただ、上志比、永平寺、松岡で同じように、単価がどうなのかというのはもう一回改めて、今見てみる必要もあるかなというふうに感じました。

それとあと、この前、処理水の話の中で国産をと、僕は業者の方に国産をまたよろしく願います、というお話をさせていただいたときに、その方がおっしゃられたのは、いろんなところに配達したいけれども、自分は商売があるからやっぱり1か所か2か所までにしてほしい。どこか町で受入れ場所をつくってもら

って、そこから各園に配達してくれたらそれは可能だけどという声もいただいて、これは地産地消ではないですが、一つの地元の食材、地元事業者の皆さんから買う中ではやっぱり一ついろんなことも大事かなというふうに思います。

それと、最後に今回、給食センター、私と一緒に視察に行かれた方も聞かれましたと思いますが、あそこの担当の方が、越前町でしたけれども、前、4か所で給食センターを1か所にまとめた。前と今回比べたらどうですかという質問の中で、その給食を担当されている責任者の方が、前の施設に戻るの怖いというふうに言いました。それはやはり衛生面とかそういったいろいろな面で、やっぱり最先端、最新の技術、システムというのは大事だなというふうに思いました。

今、給食センターありきではないですが、じゃまず、自校方式でどういうふうに対処できるか。今の人手不足とかいろいろありますが、そこをまずしっかりと皆さんと議論をして、いろいろ何が最善かということの話合いをしながら、進めていければいいなというふうに思いますので、ただ、先ほど言いました浦島太郎にはなっちはいけないな、というふうに思っていますので、またよろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○3番（清水紀人君） 今、町長が締めていただいた中でちょっとまた元に戻る話ですけれども。

ちょっと今、永平寺町は無償化しておりますが、今回いろいろ給食のことを調べていくにつれていきまして、無償化というのは大変すごいことだなという思いを受けました。あわら市なんかでいうと1人小学生で4,800円、中学生で5,000円ほどの給食費が発生して、ホームページですけれども発生しているということです。それを負担等もあるわけですけれども、結局1人、月それだけの食材というか給食費がかかっていると。

その中で、ちょっと私、永平寺町の人に言われたのが、永平寺は無償化だからほかの市町と比べると1品少ないですと。ほかの市町は1品多い。うらやましいねという。それが本当かどうかはちょっと分からないのですけれども。

ただ、越前町に伺ったときに給食をいただきました。そこでは大変、給食センターで作ったものはあまりおいしくない、というイメージで言われていたのが、やはり給食センターで作ったものもおいしくて、量もたくさんありましたし、そこは効率化とか食材の単価を落としていることによって、そこで少し量的にも1品、すいません、永平寺町の給食を見ていないのであれですけれども、十分な給

食の量であったと思っております。

そういったことも全て踏まえましても、やはりいろいろ効率化を図っていったり、単価等を少し計算していったりして、また学校給食というのを考えていかなければいけないかなという。ちょっと逆戻りしまして。思いを今ちょっと思いましたので、これで終わりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 終わらないですけども。

今おっしゃるとおり、今回の給食センターの視察が僕は全てではないと思っています。もちろん今見られた方、まず地元の給食室、給食センターの現状も見てほしいなと思いますし、また、自校方式で先進的なところをやっている、そういったところの視察もやっぱりしっかりと見に行くべきだなというふうに思っていますし、また、違う方法でやられているところもあると思います。それはひょっとしたら県外になるかもしれませんが、そういったところをやっぱりしっかり見て、どれが永平寺町にとって一番いいかということを議会の皆さんと一緒にやっていけたらなと思います。

今回も、事務事業評価の中で、本当に私たちの今悩んでいる調理員の不足についてもいろいろな提言もいただいておりますので、思いは一緒だなというふうに思っています。しっかりとまた、町の子どもたちのために、いろいろできればいいなと思いますので、またご指導よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○3番（清水紀人君） ありがとうございます。

これで終わりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時36分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、10番、齋藤君の質問を許します。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 私、3件の質問を通告してあります。通告に従い、順を追って質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ケーブルテレビを見ている町民の皆さんに分かりやすい、また理解しやすい、

町民の目線に立った説明、またご答弁をお願いいたします。

令和6年度の予算編成方針についてお伺いをいたします。

予算は、町の1年間の収入と支出の見積りであり、町民に対してどんな行政サービスを行って福祉向上に努めることにするのかを約束するものであります。つまり、予算は直接住民の生活を左右し、その福祉の質を決定するものであります。編成に当たる町長や担当課長は、住民全体の福祉を念頭に置いて考え、いやしくも一部の住民の利益のためのものであってはならないのであります。

町の置かれている自然条件や立地条件、取り巻いている産業経済環境を十分に配慮し、政策を立て、教育に、開発や産業振興に、社会福祉の充実等々重点施策を打ち出して編成に当たらなければならないと思います。

そこで、先般、議会全協において示された令和6年度予算編成方針についてご説明をお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 全協でご説明いたしました予算編成方針につきましては、エネルギーとか食材の高騰、あと新幹線の開業、カーボンニュートラルといたしました国とか県の情勢、それとあと施設の老朽化など町の状況も踏まえた予算編成に取り組むように各課に周知しております。

特に力を注ぎたいというところといたしましては、これはもう例年どおりになるのですけれども、各種町の政策、あと事務事業評価、町内で行うヒアリング、あと監査委員とか議会からいただくご指摘などを十分に踏まえた予算とするということが第一であるというふうに思っております。

また、特に来年度につきましては、令和7年度合併特例債終了ということ念頭に置いた事業実施ということも重要な点でございます。

以上のようなことを肝に銘じて今後の査定に当たってまいります。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） ありがとうございます。

ちょっと気になったことは財政の状況で、歳入財源は常に確保するのは大切ですが、この中にふるさと納税制度を活用した財源確保とあります。ふるさと納税は3割ぐらいが納税者に還元され、そのほか実質費用を使うと、5割ぐらいしか町の財政にはならないと。そのうちまた町民がほかの地区のところにふるさと納税をすると、その分また税収が減額になるというようなことから、あまりどうか私はちょっと、ふるさと納税が果たして歳入財源の確保の一つにつながる

のか。一つの中には、ごく一部としてはつながるかと思うのですけれども、やはりあまり、ちょっとそこら辺はどうかと思って感じたところでございます。

国が今、世界的なエネルギーや食料価格、大変な時期になっております。町としてこれから経済対策に取り組むとか、安全・安心の防災の対策、または農業振興等々に6年度において、これはひとつ重点的にやりたい。今、なかなか発表するのは大変かと思うのですけれども、もし町長、それが来年度はもうちょっと代わったことでこんなことをやりたいのだというのがあれば。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、今回査定で今考えていますのは、今回、この4年間コロナの中で財政出動とか、予算の組み方とか、お金の使い方が少しちょっと、ついマスクとか消毒とか支援とかいろいろあったのですけれども、一度ここで一回その流れではなしに、やっぱりもう一回元のしっかりとした予算査定の在り方というのを、もう一度しっかりやっていかなければいけないなど。もちろんコロナも続いていますので、そういった支援も併せつつですけれども、支出の仕方とか、予算の組み方というのはもう一度改めてしっかり、時代に合ったものにやっていかないといけない、というのを今ちょっと思っています。それは組み方の話。

ふるさと納税もおっしゃるとおり、ランニングが結構かかっています、実質の実入りというのは3割、4割。職員の人件費とかも入れますと。そこを充てていくというのもやっぱり、ただふるさと納税も町に期待をしている方の寄附ですので、その期待に応えるというところでやっぱり財源を充てていく。

また、企業版ふるさと納税は1割、町のスポーツ振興とか役割を決めて使わせていただきますので、そこは企業版ふるさと納税をされた方の思いをしっかりとスポーツ振興とか観光の振興とかに充てていくことはやっぱり大事なかなと思っていますので、またご理解をお願いします。

それと、来年に向けて、実は各課全てそれぞれに来年に向けてこれをやっていこう。幅が広いので、何か一つしているとどこかがひよつとしたら駄目になってしまうかもしれませんが、実は今回この質問をいただいて、各課に、齋藤議員がどこの課の重点はどういうことだって、聞いていただければ答えるように通告してありますので、もしよければどういった点を。ジャンルがいっぱいありますので、聞いていただければいいと思います。

私としては、やっぱり時代に合った、先ほど言いました新幹線とか物価対策とか、そういったことを重点的にやっていきますが、例えば農林課ですと、この後

出てきますと永平寺テロワールをしっかりとやっていく。ただ、これはまだ予算ではそんなに大きな予算ではないですが、それなりの取組の中で物すごく大きな位置づけを持っていて、各課においてちょっと来年、重点的にここを、金額ではなしに、ここを取りかかりにというのがありますので、例えばさっきの清水議員の質問の給食センターからでなしに、給食の在り方をどう考えていくかというのは、ひょっとしたら学校教育課にとっては、大きい一つの事業になる可能性もありますので、通告してありますので。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 後のほうにも質問するつもりでしたし、攻める予算ですかね。守りでなく、やはりぜひとも予算の中では攻めて、これは攻めているというようなことがあればなおありがたいと思います。

見直す事業、廃止する事業、新規事業、議会に対してどの時期においてお示しをいただけるか、まずそれをお伺いしたいと思います。できるだけ議会には、予算編成の前にこういうことを新規でやりたいのだということとか、こういうようなことを重点的にやりたいのだということ、早いうちにお示しいただければ、議会としてもそれに対して我々も勉強して、予算の編成のとか、また予算のときにいろんなことでお互いに話合いができると思います。

せっかくのあれですから、皆さんの思いが一つ一つ。思いで結構でございます。まだそれは細かい事業はこれから予算査定とかいろんな作業をしなければ、やっぱり内緒にというとおかしいけれども、まだ早いな、時期的に早いなど。そんなこともあると思いますけれども、そこら辺は慎重にさせていただきたいと思います。

もしあればひとつ皆さん、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 総合政策課のほうから。まだ、予算の編成中ということもございまして、それをちょっと考えて発言させていただきます。

私どもとしては、やはり物価高騰支援対策ということもございまして。まずは一つ、えちぜん鉄道の適正補助とかを今年もやらせていただいております。現在、2割補助しております。子育て支援施策ということもございまして、翌年度に対してもそれは継続してやってまいりたいなというふうに思っております。

また、今もコロナ感染症の対策を活用した事業を使わせていただいております。また、令和6年度も何らかのこういうふうな対策の事業、国から交付金創生されましたら、それについてもしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

ます。

あと、それと先ほど財政課長のほうからもございましたが、各種計画のところ
で、来年、まち・ひと、しごとの総合戦略のほうの方針の年になりますので、そ
ういうところについてもしっかり対応していきたいのと、あとは情報関係ですね。
情報関係のユーチューブ活用についても、しっかり対応していきたいなというふ
うに。今のところ、簡単でございますが、こういうふうなところになっておりま
す。

自動運転のほうについてもしっかりやらせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 簡単明瞭をお願いします。

ほか、ありましたら。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） えい住支援課としましては、目的であります移住・
定住に向けまして、例年どおりではありますけれども、情報の発信、それから住
宅用土地の取得の支援、さらに宅地の造成については継続して進めていきたいと
考えております。

あわせて、空き家の対策として、現在、空き家特措法の改正が進められて
おりますので、それに基づく調査等を実施して、空き家対策も進めていきたいと
考えております。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 先ほど町長も申しましたように、永平寺テロワールへの
取組がやっぱり大きなものだと考えております。

もう1点は、答弁の中でも何度も言いましたけれども、地域計画の策定、これ
が今、農業の抱える問題全般に係る話を皆さんにさせていただくことになるので、
とても大事なものになると考えております。

予算については、あまり伴わないものでございますが、そのように考えており
ます。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） ます、来年3月16日に新幹線がやってまいります。
永平寺町としましても、いろんな新しい観光コンテンツ出してくておりますので、
事業者さんとともに連携して進めたいと思います。

それと、インバウンドなどでほかの事業者さんも、ぜひ永平寺町でやりたいと

いう事業者さんも来ておりまして、地域の方々と手を結んでやりたいという事業者さんもうらっしゃいますので、そちらを信じたいと思います。

それと、昨日も申し上げましたが、やはり行政、町内の事業所さんだけでなく町民の方にもぜひ応援していただくということで、町民の方に永平寺町の魅力を知っていただくというふうな取組を進めて、永平寺町一丸となって進めていきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） この後の質問にもあると思うのですが、子どもたちが安心・安全で学校生活を送れるよう、学校施設、また改修、維持管理などを行いまして、教育環境の計画的な整備は継続していきたいと思っております。

また、物価高騰による賄い材料費のことについても、また継続的に行っていきたいと思っております。

先ほど町長からもあったのですが、給食の在り方の検証も継続的に。

あと、部活動の地域移行のこともありますので、そのことについても取り組んでいかなければいけないなと思っております。

最後ですが、今日もスクールバスの検証をしています。来年からスクールバスが走るようになると思いますが、安全・安心なスクールバスの業務運行に取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 防災面から、誰一人取り残さない、そしてみんなが助かる防災ということで、防災の自助、共助、ご近助、公助の組み合わせをしっかりと保つということで、自主防災組織の強化、そして今進めています個別避難計画のさらなる推進。新規事業としましては、ちょっと補助金等を見まして、避難所の改修等を支援できるような形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 攻めるという点で、今、お話ししているのですが、例えば、松岡の宅地造成がある程度地面が落ち着いてきている。場所もなくなりつつある中で、じゃ次の展開をどう考えるか。それも今、内容はまだちょっと言えないところもありますが、今、どちらかというとな志比、永平寺もずっと宅造とかいろいろな何かをしようというのをやって進めているのですが、需要がある松岡地区も終わらせるのではなしに、次の展開をやっぱり考えています。

さっきの永平寺テロワール、これは酒蔵と地元の農業の皆さんと地域と、また観光地と、ここを今連携して、そこからまた輪を広げていって、これちょっと今、上志比中心になるのですが、やってきていて、農家の皆さんも実は一緒に私、その皆さんと新潟県の長岡市へ視察に行つてまいりました。役場の職員と地元の皆さん、農業の方がこういったことをみんなと一緒にやりたいとか、そのモデルに対しても見させていただいて、ただそれが実現可能かどうかというのは、今回の永平寺テロワール、その中で話をしていく。今度はそこで話がまとまったのをどんどん、上志比の道の駅とか、いろんなところをそこからまた、核はまだ最初でつくっていったらいい。

酒蔵も1つではなしに、3酒蔵ありますのでそこも交えて、先ほどのいちほまれと酒米、これをうまく園芸とうまく共存しながら、新しい農業の本当の産業をつくってほしいというのが、来年は大きく攻めていくところになるかなと思っています。

その他、次の世代につなげるために攻めていかなければいけないところ、それは攻めというのか守りというのかはちょっと分かりませんが、そういったのもこれからスピード感を持ってやらなければいけない事業を、見ているだけではなしにやっぱり一歩踏み出していくことも必要になってくると思いますので、その辺また、いつ頃示す、議会に示す事業は2月……。なるべく早く頑張ります。2月中には。一応例年どおり2月中には。なるべく早く査定を終わらせて、皆さんにお示しできるように頑張りたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 町長さん、ありがとうございます。本当に期待をさせていただきます。やっぱり攻める行政も必要やと思います。ぜひともお願いいたします。

先ほど言ったいろんな、質問もいただきましてありがとうございました。私は経済対策がやっぱり、これは総合政策課長も言われました。大切やと思います。本当に今、景気が不安定なところへ持って行って、国の動向もいろいろあります。それから物価高、エネルギーの高騰とかいろいろなのがありますので、ぜひともそれに力を入れていただきたいと。

それから、観光につきましては、課長の言った、本当に町民がPR大使みたいな感じで、以前に大分前にもしたことあるのですけれども、町民が地元の知らない、何かそういうようなのを何か方法がないか。

先般、上志比の小学校で、ちょっと逸れますけれども、子どもがPR動画を作りました。その発表会がありまして。上志比小学校です。ちょうど私は、5分間ですけれども、上志比の知らないところをいっぱい紹介してくれて、ちょっとインタビューされて、どうですかと言ったけれども、「私も七十何年生きて、上志比で知らんことがいっぱいありました。僕たちよく調べたのう。偉かった」って褒めてあげたのですけれども。ああいうようなことで、やっぱり地元、永平寺町にいながら、永平寺町によさを知らない人とか、いろんな方がいると思うのです。そういうような方が、よその町へ行ってどうですか、永平寺町といたら、「いや、たいした事ないです、こんなもんですよ」というのでなくて、こんないいところがあります、こんな変わったところがあります、こんな珍しいところがありますって説明する。

また、先般、蔵王山に登った人が、「私、永平寺町にあんな有名な、由緒あるお山があるって知らなかった」って私に言いまして、「知っているか」って言ったで、「私は地元の人たちにいろいろ聞いていますけど」と言ったら、越前五山の人でね。

そういうようなことで、地元の人が知らないことが幾つもあると思いますので、そういうようなことをする一つの、金もあんまりかからないです。だから、事業とか重点施策に金をかけるのではなくて、金がかからなくても、かけなくてもいいようないろんな方法があると思いますので、ひとつ皆さんご協力をよろしく願いたいします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は今、齋藤議員おっしゃられたことを商工観光課に指示をしております、今、素材集お予算を頂いて作っております。その素材集の発表の場、出来上がったパンフレットというのですか。資料は全戸配付、まずは町民の皆さんに改めて自分の町の観光地へまず行ってもらおう。こういういいところがありますよという、素材集も地元の皆さんで作っていただいていますので、それを全戸配付して、今年度中には配付しますので……。配るのは来年度らしいですわ。そこでしっかりと、まず地元の皆さんに改めて、おっしゃったとおり。

実は僕ら政治家はいろいろ結構知っているのです。ただ、一般の方でなかなか知らない方が結構いらっしゃいますので、改めて行ってもらって、地元のいいところ。そこをまた親戚の方とか、友達とか、いろんな方に発信してもらおう。あそこいいよと自慢してもらおう。そういったことを今、新幹線が来るからこそ、改め

てそれをやっていこうということで、今取り組んでおりますので、まずは地元の皆さんにスポークスマンになってもらうということが大事だなと私も思っております。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） いろいろありがとうございます。

以前に町政バスというのを動かしたらどうでしょうということで、しばらく運行したこともあったと思うのですが、町民の方に乗っていただいて、無料で町内の観光地を回って来てもらうという意味で、年に一回かな。大分前の話ですけれども、私、議員になりたての頃だったのですが、そういう町政バスというのも運行したという記憶がありますので、またそういうようなことも考えてみてください。

ちょっと予算から外れたので、本題に戻らせていただきます。

予算には、当初予算のほかに暫定予算、骨格予算、それに補正予算がありますが、補正予算はどのようなときというか、場合に編成するものか、財政課長、お答えください。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 当初予算に計上し得なかった事業につきまして、その実施のために必要な予算を組むものと理解しております。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） ちょっとこれは苦言ではないですが、本年度の本町の予算は、当初予算を含めこの議会に提出された補正予算で8回目です。今年度、今月で9か月目ですよね。9か月目に入った。今年は、毎月補正をしている。そうすると、悪いということではないですが、やはり当初予算の編成に当たるときに、やはりこういうようなことをできるだけ補正はするべきではないと思います。今言ったとおり、緊急事態とか必要な場合には出すべきですが、ちょっと数が多いような気が私はします。

これを提案されたのはあれですが、審査したのは我々議会ですから、我々議会にも当初予算の見方が悪かったのかな、という反省もしなければならぬと思いますが、当初予算の編成に当たっては、年間を通した計画をやっぱりしっかりしていただき、補正は本当に特別な事情のある限り、足りないとか、それから国の経済状況、それから国庫補助ですかね。補助事業をかけたときはやむを得ないと思います。そういうようなことで、できるだけ私は控えるべきだと思います。

し、みだりに補正予算をすべきではないと思っています。

我々議会も注意しなければならないと思いますので、これもひとつ、慎重にお願いをしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は今年度、補正予算が多いのは重々承知をしておりますし、またその都度、案件によってはおわびもさせていただいております。

これは今おっしゃるとおり、当初の中で町の修繕しなければいけないところ、そういったところが見落とししていた。当初で上げていなかったために、これは私たちの戒めのためにも、これを言うと怒られるかもしれませんが、じゃこれをしなくて来年までこの修繕を1年間延ばして町民に不利益をこうむる。ちょっとしたら、出さなくてもまた次の年にやればいいわ、というふうになってしまうと、逆に町民に不利益をこうむってしまう。もちろん当初でしなければいけない。ただ、今年度はしっかりと議会におわびをして、都度おわびをしていると思います。案件によっては。当初で落ちていました、申し訳なかった。担当課長からも言っていると思いますが、本年度は本当に私も現場に行って、なぜこの予算が出ていないのだと。それはもう、これはおわびをしてでも補正で上げてほしいということ伝えて、今年度、本当に齋藤議員指摘されたとおりの補正が多い年になっております。

今回、これを繰り返させていただいて、私たちも反省をしておりますので、来年に向けてはより厳しい査定を、本年度、財政課を含め副町長、また私も含めて、本当に落ちているところがないか、ここはしっかりとチェックをさせていただいて、また落ちていた場合は、ひょっとしたら補正をお願いするかもしれませんが、そのときは私も含めておわびをさせていただきながら、もちろん担当課も常にそういうことがないようにしなければいけません、町民に不利益にならないような体制を取っていきますので、本当に今回このご指摘、私たちが反省しているところにご指摘いただきました。来年にしっかりとつなげていきますので、またしっかりやらせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） それと、専決ですかね。専決予算がちょっとあったのですが、既決予算の中で消化できる場合は専決せずに、その中で流用していただき、定例のときの補正予算でその部分を説明していただければ、我々も緊急を要する場合、住民の方に迷惑をかけるような場合については、我々もそういうよ

うなことは認めるというのではないのですけれども、それはいいと思うのですけれども、既決予算内でできるやつ。全く項目が違ったら駄目ですけれども、備品購入とか修繕費とか、特に修繕費なんかは既決予算があれば既決予算の中でも早急にさせていただいて、専決という方法もあるのですけれども、何かそこら辺がちょっとあれで、お分かりやと思うのですけれども、これからちょっと注意していただきたいなと思っています。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その点については、既決予算で対応できるものは対応したいと思うのですが、急遽のいろいろな対応できない場合、実は私たち、議会の議長にお願いに行くときには、やっぱり議会を尊重していますので、臨時議会でお願いますというふうをお願いをします。そこでひょっとしたら、これぐらいなら専決でいいのでないと言っただけであれば、専決処分。私たちの立場では、議会尊重をしていますので、臨時会でお願いますというふうには一応させていただいて、たまにはこれ専決でいいよと言っただけるときもあるのですが、これはまた。多分これからもなかなか専決でと言にくい。議会を尊重していますので、そこはご理解いただけたらなと思います。

それでちょっと専決が多くなったのも、そこは私たちが議会を尊重しているということでご理解いただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） では、次の質問に移らせていただきます。

次には、上志比地区の将来について質問をしたいと思います。

これまでの一般質問において、私をはじめ複数の議員各位が質問されておりますが、過疎に指定された上志比地区の将来の姿が想像できない、見えてこないのは私だけでしょうか。なぜなのでしょう。有利な条件で借入れができる過疎債。上志比地区の振興に役立っているのでしょうか。私には理解できないことが幾つかあります。

また、旧老人福祉センターの取壊しの予定。しかし、その跡地はどうなるのか、どうするのかも分かりません。また、旧村民プール、現在の上志比中学校のプールはどうなるのか。どうするの。意図的ではないと思いますが、長年にわたり放置されています。

先般、振興会に対し、利活用は地域で考え、アイデアを欲しいとの申出がありました。地域に任せただけでは大変に難しいことだと思えます。行政が表に立

ち、主導的な立場で地域をリードしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、四季を通して家族や親子で楽しめる利用ができる施設として改良し、全ての町民が利用できる全天候型の施設として存続をお願いするものであります。

全般的に見て、私は町の行政について守りの行政でなく攻める行政を望みますが、いかがでしょうか。先ほども予算のときに申しました。守りも大切ですが、攻めるのも必要かと思いますが、どうでしょうか。お答えをください。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 将来の姿が見えてこないということですが、私のほうから人とのつながりの面でということではちょっと回答させていただきます。

今、上志比地区でやはり新しい人の流れ、こういうものが生まれております。一例ちょっと申し上げますと、例えば中島の河川公園では、ナミノバと松永選手を中心としたカヤックや、道の駅での交流人口を増やすイベントをはじめ、吉峰地区では古民家を改修した民泊の開業、あと地元酒蔵と地域農家が中心となりまして、原材料から製造までを地域に根差したコンセプトとなる永平寺テロワールなど、観光、誘客、雇用などつながる事業がございます。

また、民間の飲食店も開業されて、町外からのお客さんも多いと伺っております。

どこの地区でも同じですが、やはり魅力や個性ある地域づくりでは、やはり人が主役となります。例えば、交流人口を増やすため活躍している人。あとはニッキー体育館を活用した高齢者の外出支援なんかを進める方。地域をにぎやかにしたい、盛り上げたい。上志比地区でこういう活動をされている方がおられます。

今後も、やはり地域で活躍する人、こういう方と連携して、振興につながる事業、こういうところへの支援をまた進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） では、公共施設の適正管理を指導する立場から答弁させていただきます。

永平寺町は、町が保有する財産管理について、永平寺町公共施設総合管理計画に基づきまして、中長期的な視点から公共施設の維持管理に努めています。

ただ、これからは未利用地や施設の利用促進及び資産の有効活用に向けて、普通財産、行政財産を問わず未利用財産の利用に関して、財産の売却なども含めて

具体的な施策を検討する必要があると考えています。

そのため、今年7月から庁舎内に公有財産利活用検討会を設置しまして、関係各課連携して検討を始めたところでございます。

検討会では、未利用財産の現状と課題を洗い出しまして、補助金の有無や合併特例債及び先ほど言いました過疎債、こういったものも財源として考えながら、利活用についての基本的な方向性を定めるとともに、財産の適正な管理と有効活用を図ることを目的としまして、今、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 上志比中学校のプールにつきましては、6月の定例会の一般質問でもお答えさせていただきました。プールの存続には多額の費用がかかりますということで、また、近年の猛暑によって熱中症対策として子どもたちの安全を確保するために、気温が35度以上、熱中症指数が31度を超える場合はプールを開放しないといった判断基準で中止することが増えている状況の中で、仮に開放してもどれぐらい利用されるかなどを検討する必要があると思っております。

また、8月4日に開催された、先ほど議員さんもおっしゃっておられました、上志比地区の振興連絡協議会の役員の方及び上志比小学校の校長との意見交換会では、プール以外の利活用についても多くご意見をいただきました。例えば、スケートボードとか、親子で遊べる娯楽施設とか、全天候型の遊び場とか、プール以外でもいいよと、そういう意見もいただいています。このことについては、先ほど契約管財の課長さんが言うておられました検討会のほうにも上げさせていただいているところでございます。

今後もよりよい利活用方法を地域の皆さんと一緒に見いだしていけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○中長期（河合永充君） プールの利活用につきましては、あそこは最後のほうに老人センターといいますか、囲碁とか将棋をやられている方がいまして、その機能を実はニンキー体育館の和室のほうに移動させたという経緯があります。ただ、ニンキー体育館、いろいろほこりが舞うとかいろいろある中で、ようやく今、人工芝をしまして、本当に毎日のように地元のゲートボールクラブの方、またいろんな方々が利用していただいて、今予約が時間単位でしか取れないような状況に

なっています。

僕、何度か見に行っているのですが、あそこに健康長寿クラブの方とか、ゲートボール愛好家の方とかいらっしやって、今、公民館とも連携していただいて、和室をいろいろなそういう、スポーツだけではなく、囲碁でも将棋でも健康マーじゃん——健康マーじゃんは上志比でもやっているのですけれども、ここで集まって、ここでやっている方がまたゲートボールをしたり、今度ゲートボールされている方がこっちで何かしたりということで、今、物すごく増えていますので、そういうふうをお願いをしています。そしてまた、公民館との連携というのもあそこの施設を、所管は生涯学習課ですので、しっかりとやっていくということで

CAMU湯を今解体の方向で進んでおりますので、そういった機能は下に持ってきているということ、もう一つは攻めのということで、やっぱり今回、永平寺テロワール、実は農の方々から、ここではちょっとまだ言えませんが、いろんな農の振興に対するこういう施設を造りたいとか、そういったいろいろな提案を実はいただいております。それはしっかりと出口ができるか、また物すごくいい提案で、ただちょっとお金はかかるのですが、じゃそれはどういうふうに補助金を利用してできるかとか、本当にどれぐらいもうかるかとか、酒蔵とどういうふうに連携していくかというのを今、来年攻めると言っていましたのは、実はその辺を詰めていくことになるかなとも思いますので、その辺ちょっと攻め過ぎるとまた大丈夫かと言われるので、ただしっかりと報告しながら進めさせていただいたらというふうに思います。

また、今言いましたやっぱり地域づくりというのは、私たちは舞台をつくりませんが、そこで主役の方、いろいろ演じていただく方——演じるという言葉が適切かどうかは分かりませんが、僕たちはステージをつくって、そこで活躍してもらえの方が今、上志比にはどんどん増えてきておまして、吉峰地区の若い農業宿泊をやっている方も、日本中から今来ているようです。そういった方とまたテロワールが絡むなどいろいろしながら、そこでどこに投資をするかというのはやっぱり見えてくると思いますので、そこはしっかりと上志比地区、またほかの地区も併せて、地勢的なものと、また人の活躍、そこが地域発展につながると思いますので、しっかりと対応していきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 本当に交流は分かるのですけれども、上志比の交流地域全

部点ですね。だから、そこにずっと食事なら食事だけしてまた行っちゃうと。そうすると、本当に交流館があっても、ただそれは一時的に、わずか食事の間の1時間だけそこに人が集まったと。

やはりいろんな発展しているところを見ると、少なくとも半日以上、下手をすれば丸一日、宿泊は別としてそこにいて、親子と一緒に楽しんで遊んで帰る。

行くとちょっとそういうような施設が目立つ。公園にしても、また自然と親しむことについても。

いろんな点の部分は上志比には結構、数えりゃ、町長よく申していました。ナミノバもそうですし、それからドッグランやっているレストランもやし、それから今度開設したのですけれども、点ですよ。そこへ来て、食べて帰っちゃいます。道の駅へ行っても同じです。

だから、何かそういうようなところで、そこでしばらく、半日ぐらい遊んで、人が集まってくるのやというの分かれば、地域もその人がこれだけ来るのなら何かしようとか、お土産物屋でもつくろうとか、カフェでもしようとかっていう、だんだんこうやって広がってくると思うので、そんなところへもひとつ、地区の住民に最初から言ってもなかなか無理ですけれども、やはり行政が主導になって、どうや、こんなのはというアイデアを持ってくるなり、またそれについてはこういう補助があるで、みんなで活用しようやということでしてあげると、それでまた本当の地域が発展してくるのでないかなと思います。

それから、上志比の中にあるいろんな施設にしても、上志比の人は何やっているのだろうとって、極端に言うと田舎のもんやで、チラシでも入れば、ああ、あそこの食堂が開店したとか、これがしたんやとなるけれども、いまだにドッグランをやっているカフェでもなし、食事をするところですね。そこなんかも、地元のもんは知らん人も多いのですね。

何故あそこに人が来るのといったら、ネットの世界ですからね。そういうようなので記事を読んで来るで、

別に特別に宣伝せんかって人は集まるといえばそれはそれですけども、それではやはり地域の本当の振興かなという、うーんと何か私は考えたくないので、ひとつそこら辺を考えて。なかなか難しいことだと思うのですが、上志比だけに聞かれば、ほかの人は、何や、上志比だけということにもなりますし、そんなこともあるので、私は上志比に生まれ育った一人です。だから、地域をやっぱり愛し、上志比の地域のことを考え、次の時代に継ぎたい、そういうことは思っ

おりますし、当たり前のことだとは思いますが。

合併した当時、これ以上もう地域はよくなるよ、しかし悪くはならないのだからということで、合併を進めてきた経緯があるのですけれども、現状はよくなるどころか、現状維持どころか、何か私には悪くなるという言い方悪いのですけれども、いろんな商業施設の撤退とかそんなことが重なって、本当の上志比村でなく、よく言っていたのですけれども、寂しい村にならないように頑張ろうとって上志比頑張ってきた経緯もありますし、なかなか大変なことだと思うのですけれども、本当にこれはやっぱり攻める行政をひとつお願いしたいなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今おっしゃられた点、点、点というのは、実は上志比だけじゃなしに、永平寺町内、そしてまた、福井県内。それを今、新幹線が来ることによつてどうやつてつなげていくかが課題です。

実は永平寺も観光地ですけれども、宿泊施設がないなど、いろいろな中で、物すごく落ちるお金、おっしゃられたとおりに滞在時間が物すごく少ない町になっています。それを今、どういうふうにつなげていくか。上志比だけでつなげるのも大事ですし、上志比、永平寺、松岡とつながるのも大事です。勝山、大野、いろんなところとつなげていくのも大事だと思っています。

そこでやっぱり今、例えばカヤック。みんなここでカヤック大会をすると集まってといいますと、日本中から今来るのです。あそこナミノバで全国大会が開かれて、そこには道の駅が協賛したり、賞品を出したり、道の駅で御飯を食べて風呂に入って帰ったり、そういうふうの一つ一つがつながっていく。

さっきの永平寺テロワールについても、酒蔵さんと農家と地域と、また観光地、吉峰寺、お寺と、それがつながることによつてまた広がっていくということで、今、そこは攻めていこうかなというふうに、今ほど行政が結びつけを積極的にやっつていこうかなというふうに思っています。

これまでも私たち、例えば志比北に企業が進出をしたいという話があったときも積極的に入つていって、ただ、行政の範囲は超えない範囲でこういう情報があります、どうですかというのでしつかり入つていって、うまくいかなかったというのもありますが、ただ、そこは地元の人たちも評価をさせていただいているところもありますので、攻め過ぎてちょっと公を超えてしまうと駄目ですが、今の時代に合った行政が皆さんをつなげていく、というのは大事な仕事だと思いますの

で、これからもしっかりとやっていきたいなと思います。

それと、やはり人口減少社会、これは受け入れなければいけない時が来ていると思います。もう日本中が減って行って、2060年には日本の人口は9,000万人を切る。世界の人口は80億人から100億人になる。そうなると、どんどん今度は日本の若い人たちが出稼ぎに世界に行く、そういった時代がひょっとしたら来るかもしれない。そこを食い止めて、今の生活をどういうふうに維持していくか。それが最先端技術なのか、外国の人の力を借りるのか、いろいろなやり方があると思います。そこもしっかり見据えてやっていかなければいけないというふうに思っていますので、先ほどの清水議員の話ではないですが、温故知新、新しきを知って、古いものを大切に。ただ、浦島太郎にはなったらあかんという思いがありますので、しっかりと進めていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） ご期待申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

次に、永平寺町の小中学校の教育環境についてお伺いをいたします。

一般的に教育環境とは何か。このことは以前にもお尋ねしましたが、お答えがなかったようなので、私なりに調べてみました。

教育環境を構成する要素として一番基礎になる部分に存在するのが物理的条件である。すなわち、教室、机や椅子、室温、静けさ、自然環境などである。物理的条件において決定される基礎の上に安心という要素がある。学習者が不愉快な思いをしたり不安になったり、やる気を損なわれたりするような環境は、よい教育環境とは言えない。ばかにされたりいじめがあったりしては安心して学習することができない。褒められたり感謝されたりすれば、個人が尊重されているという気持ちが生ずる。逆に、無視や感謝されなければ、個人が尊重されている気持ちが生ずることはないであろう。これら物理的条件、安心、帰属意識、個人の尊重の4つの要素の上に自己実現という要素が加わる。自己実現とは、学習者が求めているものがその教育環境において与えられるかどうかによって決まるものであるとのことですが、いかがでしょうか。

そこで、町の小学校、中学校の教育環境は十分と言えるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 子どもたちの教育環境とはということで、まず、子どもたちが安全・安心に、学校生活や活動が行える良好な環境づくりであると考えております。その環境を確保するために、まず事故などが発生することがないように、学校施設の改修、維持管理や空調設備の整備、トイレ改修なども計画的に行っているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 教育施設や周辺等について、老朽化が見える志比小の体育館は、また志比北小と合併する志比小の周辺道路、スクールバスや大型バスが通行困難な状況、緊急時を含め父兄等の送迎自動車等の通行が困難な状態、そして永平寺町への侵入する周辺道路の整備等々、身近なところで幾つかのことが見られます。どうでしょうか。

常に子どもたちのことを考えと言われますが、今後の改善、改修等の計画はあるのでしょうか。毎年、PTAから教育委員会に対し、通学路等を含む環境改善要望をしていますが、一方通行で何も見えてこない。ただ、要望を取るだけだと、一部のPTAの方の声があります。いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） まず、今後の改善、改修の計画はあるのでしょうかということでお答えします。

学校施設の改修、維持管理については、平成26年度に策定しました永平寺町学校施設長期保全再生計画に基づいて順次行っております。

志比小学校の校舎につきましては、平成20年、23、24年度に耐震補強工事も行っておりますし、今年度におきましては特別教室棟の屋上の防水改修工事も行っており、令和11年度には普通教室棟、また管理棟の屋上の防水、外壁改修工事を行う予定でございます。

また、令和14年度につきましても、特別教室棟の改修工事を行う予定でございます。

志比小学校の体育館につきましても、平成23年度に耐震工事を行っておりまして、令和8年度には屋根の塗装改修工事も予定しているところでございます。

また、各学校の普通教室棟のトイレの洋式化につきましては、令和6年度に整備が完了する予定で、また空調設備——エアコンですね——については既に整備が完了しているところで、特別教室については学校と協議しながら、計画的に整備を進めているところでございます。

また、来年度より省エネルギー化に取り組みまして、校舎及び体育館のLEDの照明化を計画的に行っていく予定でございます。

今後も引き続き、永平寺町の学校施設長期保全再生計画に基づいて改修を行いまして、その他の維持管理につきましても学校と協議しながらよい環境が提供できるように努めてまいります。

また、先ほど言われていましたPTA連合会からの教育環境改善要望書につきましては、各課の回答、また福井土木事務所、警察等の回答等でその都度回答しておりますし、その改修等も行っているところでございます。

また、志比小学校の前の道路、国道から校門までの道路につきましては、その中にも要望がありましたので、隅切りと、また拡幅等の予定を今後、令和6年度以降に予定しているというところでございますので、ずっと改修計画は立てているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今、PTAの要望が十分改善策がなっていないというふうなご指摘だったと思うのですけれども、10校ありますから、それぞれの学校のPTAのほうから、連合PTAの役員のほうに上がってくるわけです。それをまとめて教育委員会のほうに、町に来まして、そういうふうなことでこういうふうなことで要望書を提出に来ます。その後、それぞれの担当課が検討して、改善策を資料にまとめて伝えているのです。

ここら辺は毎年役員の方が来られて、本当にありがとうございますと、感謝の言葉を残して帰っているというふうなことで、我々は今、議員さんがおっしゃられたことを聞きまして、本当にびっくりしているのですけれども、真摯に丁寧に対応していますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これも今、僕もびっくりしているのですが、私の町長室にも来てくれて、担当課の課長も全て入れて、一つ一つの案件で、これはすぐやります、これはちょっと予算が多いので来年やります、これは県のところでありまして福井土木のほうにお願いします。福井土木要望でもそれはちゃんと、土木も順番がありますが、ただ通学路に指定されていますと順位が高くなりますので、早くしてくれたりしています。そこは私も目の前で、やっぱり子どもたちのことで、担当課から上がってくるのですが、本当に結構な率といいますか、要望に応じてくれておりますので。

それと同時に、PTAの皆さんも、そうかご理解をいただいて、また来年も言ってくださいよといい感じで済んでいたなと思うのですが、今、そうやって思われているのはちょっとつらいなというふうに思いますので、また改めてこういった要望の取扱いについては、教育委員会、学校と本当に伝わる——伝わるというんですか、本当に皆さんの思いが来るような、要望の仕方をしていただけるようなことをちょっとまた伝えていきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 私のほうから、先ほど学校教育課長の答弁の中で、志比小学校の正門、校門からちょうど国道416、真っすぐのちょっと細い道路があるのですけれども、ここの隅切りと拡幅工事を6年度というふうにちょっと言ったと思うので、これちょっと今年度中。6年となりますと、1月、2月に遡って今年度、6年になりますけれども、それは今年度中に対応したいと思っておりますので、訂正させていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 志比小の体育館、天井は低いし、前から私は気になっていたのですけれども、松小の体育館の後、志比小の体育館を改修するのかなと思ったらそのままになって、耐震はしたとおっしゃいますが、子どもたちのためにはあれが果たして教育環境としていいのかなと思います。財政的なことも問題があるかと思いますが、私は新しく建ててあげるべきと思います。

それから、道路のことですけれども、子どもたちが遠足とか、また出るときに大型バスが入れないので、前の農道の、しかも横断歩道のない道路を横断してバスに乗りにくるというような状況を何度か目にしました。先生は大変です。途中で車を止めて、子どもを渡らせている作業をしなければならない。横断歩道があるところでも非常に危険なのに、ないところを渡らせて向こうの農道のほうに行くというような、ああいうような状況を見ると、子どもたちのためかなという、本当にかわいそうという言い方はあれですけれども、雨が降ったときなんかは上志比の場合は玄関先までバスが入れますけれども、志比小の場合、非常にそういうことが見られましたので、それも金のかかることだと思いますけれども、できるだけ子どもたちのためと思っていろんなことで教育委員会として汗を流していただいて、していただきたいなと思いますが、いかがですかね。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 貴重な提案をしていただきましたので、学校現場といろいろ

ろと相談しながら、今後とも対応をまた考えたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 志比小学校の体育館の件ですけれども、確かにちょっと高さ的には足りないかなと思っておりますが、もともと2クラスあったときからの建物ですので、広さ的には問題ないかなとは思っております。

また、既に体育館の照明はもうLED化されていますし、またトイレの洋式化もされています。また、避難所ということもあって、窓ガラスの飛散防止も改修済みですので、今後もほかの学校同様、長寿命化を図っていききたいとは思っております。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 道具置場は道を隔てた反対側でなかったですか。体育館の。そうではないですか。道を隔てて。間の道はたしか町道やと思います。町道を渡っていかなければ道具が出せないって。志比小の体育館。そうではないですか。あれは今もう解消されたのですか。それはもう解消された。——ありがとうございます。

ぜひとも子どもたちのために汗を流していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 3時47分 休憩）

（午後 3時48分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

明日12月6日は午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 3時48分 延会)